決裁・供覧

件名	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第９条第１項に基づく開示決定について （豊中市野田町1501番）				文書番号 近財統－１第248号
伺い文	別紙１参照				
起案	起案日	平成30年3月2日		受付日	
	部署	財務省 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官１	決裁	決裁処理期限日	
				決裁日	平成30年3月5日
			施行	施行処理期限日	
	起案者	[redacted]		施行日	平成30年3月5日
	連絡先			施行先	【受信者】[redacted]
分類名称	大分類	平成29年度行政文書開示請求			
	中分類	開示決定等		施行者	【発信者】近畿財務局長
	名称(小分類)	決裁文書		取扱上の注意	
取扱区分	秘密区分	なし			
	秘密期間終了日		格付け	機密性格付け	2
	指定事由			取扱制限	
			保存	行政文書保存期間	特定日以後5年
				保存期間満了時期	
決裁・供覧欄					
備考欄					

決裁・供覧欄	近畿財務局 総務部 岸山 敏浩（総務部長） 近畿財務局 総務部 中尾 直樹（総務部次長） 近畿財務局 総務部 総務課 小西 慶典（総務課長） 近畿財務局 総務部 総務課 [redacted]（課長補佐） 近畿財務局 総務部 総務課 [redacted]（文書係長） 近畿財務局 総務部 総務課 情報管理係 [redacted]（情報管理係長） 近畿財務局 管財部 楠 敏志（管財部長） 近畿財務局 管財部 小西 眞（次長） 近畿財務局 管財部 管財総括第一課 山田 修司（管財総括第一課長） 近畿財務局 管財部 管財総括第一課 [redacted]（国有財産総括専門官） 近畿財務局 管財部 管財総括第一課 [redacted]（国有財産管理官）【後閲】 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官１ 塩垣 勉（統括国有財産管理官）【済】 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官１ [redacted]（国有財産管理官）【済】 近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官１ [redacted]（国有財産管理官）【同報】 近畿財務局 統括法務監査官部門 春名 貢（統括法務監査官）【同報】 近畿財務局 統括法務監査官部門 [redacted]（上席法務監査官）【同報】

伺い文	平成３０年１月２５日付で受付した行政文書開示請求書については、別添「情報公開事務審査票」のとおり開示（一部開示）することが適当と認められるので、別案により開示請求者に対し通知してよろしいか。 また、行政文書の開示の実施方法等申出書の提出後は、別添開示文書のとおり、請求者に対して開示してよろしいか。 （開示する行政文書の名称） 別紙１のとおり

別紙様式第５号

近財統－１第　　号
平成３０年　月　日

行 政 文 書 開 示 決 定 通 知 書

[redacted]　様

近 畿 財 務 局 長　　美　並　義　人

平成３０年１月２５日付（平成３０年１月２５日受付）の行政文書の開示請求（総第１１９号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）第９条第１項の規定に基づき、下記のとおり、開示することと決定しましたので通知します。

記

１　開示する行政文書の名称

別紙１のとおり

２　不開示とした部分とその理由

別紙２及び別紙３のとおり

＊この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、財務大臣に対して審査請求をすることができます。
（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

３　開示の実施の方法等

（１）開示の実施の方法等　　＊同封の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（以下「施行令」という。）別表第１の下欄に定める額）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	納付する開示実施手数料（左記基本額－開示請求手数料300円(施行令第13条第１項第２号イに規定する開示請求手数料相当額）（施行令第13条第１項第２号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立法人等と協議して定める額））
平成27年度「普通財産時価貸付決議書」 Ａ４版文書 ２３枚 うち白黒文書 １４枚 うちカラー文書 ９枚 Ａ３版文書 ２枚 うち白黒文書 ０枚 うちカラー文書 ２枚	①閲覧	１００枚までごとにつき１００円	１００円	無料
	②複写機によりすべて白黒で複写したものの交付	用紙１枚につき１０円	２５０円	無料
	③複写機により白黒とカラーをそれぞれ複写したものの交付	白黒は用紙１枚につき１０円	１４０円	
		カラーは用紙１枚につき２０円	２２０円	
		計	３６０円	６０円
	④スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	１枚につき１００円に該当文書１枚ごとに１０円を加えた額	３５０円	５０円
平成27年度「処理方針（特別会計）」 Ａ４版文書 ２５枚 うち白黒文書 １６枚 うちカラー文書 ９枚	①閲覧	１００枚までごとにつき１００円	１００円	無料
	②複写機によりすべて白黒で複写したものの交付	用紙１枚につき１０円	２５０円	無料
	③複写機により白黒とカラーをそれぞれ複写したものの交付	白黒は用紙１枚につき１０円	１６０円	
		カラーは用紙１枚につき２０円	１８０円	
		計	３４０円	４０円
	④スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	１枚につき１００円に該当文書１枚ごとに１０円を加えた額	３５０円	５０円
平成27年度「相談記録」 Ａ４版文書 ８枚 うち白黒文書 ５枚 うちカラー文書 ３枚	①閲覧	１００枚までごとにつき１００円	１００円	無料
	②複写機によりすべて白黒で複写したものの交付	用紙１枚につき１０円	８０円	無料
	③複写機により白黒とカラーをそれぞれ複写したものの交付	白黒は用紙１枚につき１０円	５０円	
		カラーは用紙１枚につき２０円	６０円	
		計	１１０円	無料

	④スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	１枚につき１００円に該当文書１枚ごとに１０円を加えた額	１８０円	無料

（注）納付する開示実施手数料は、基本額（複数の開示の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）から300円（施行令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額）（施行令第13条第1項第2号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額）を控除した金額となります（当該基本額が300円（施行令第13条第1項第2号イに規定する開示請求手数料相当額）（施行令第13条第1項第2号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額）以下の場合は無料となります。）

（２）事務所における開示を実施することができる日時、場所

平成３０年　月　日から　月　日まで（土・日曜日等閉庁日を除く）
の９：００から１６：３０まで（昼休みを除く）
場所　：大阪市中央区大手前４丁目１番７６号
大阪合同庁舎４号館８階
近畿財務局　総務部　総務課

（３）写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から１週間後までに発送予定
送付に要する費用（見込額）：通常郵便物（定形外）　２５０円

＊　担当課等

（問い合わせ先）　近畿財務局　総務部　総務課
ＴＥＬ：０６－６９４９－６３９０
（文書主管課）　近畿財務局　管財部　統括国有財産管理官（１）
ＴＥＬ：０６－６９４９－６３８６
近畿財務局　統括法務監査官
ＴＥＬ：０６－６９４９－６２５８

＜説明事項＞

１ 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から 30 日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、３(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100 頁ある文書について冒頭の 10 頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の 10 頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。なお、一旦、全部閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から 30 日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、３(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「５　担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の１週間前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、上記申出書にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、送付に要する費用（郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票）が必要になります。

２ 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が 300 円、施行令第 13 条第 1 項第 2 項イに規定する開示請求手数料相当額又は同号ロ若しくは同号ハに規定する、行政機関の長が分担するものとして当該独立行政法人等と協議して定める額までは無料、これらの金額を超える場合は当該額からこれらの金額を差し引いた額となります。

（例：開示請求手数料が 300 円の場合）

150 頁ある行政文書を閲覧する場合：

100 枚までごとにつき 100 円　→　基本額 200 円　→ 手数料は無料

150 頁ある行政文書の写しの交付を受ける場合：

用紙 1 枚につき 10 円　→　基本額　1500 円　→　手数料は 1200 円

150 頁ある行政文書のうち 100 頁を閲覧し、20 頁について写しの交付を受ける場合（残りの 30 頁は開示を受けない）：

閲覧に係る基本額 100 円 ＋ 写しの交付に係る基本額 200 円 ＝ 計 300 円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求 1 件につき 2000 円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」に相当額の収入印紙をはって納付してください。

なお、手数料は原則として収入印紙による納付をお願いしておりますが、現金によることもできます。

３　不開示部分に係る審査請求等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、財務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

４　開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

５ 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

（別紙1）

開示する行政文書の名称

<table>
<tr><th rowspan="2">請求書に記載された行政文書の名称</th><th colspan="2">開示する行政文書の名称</th></tr>
<tr><th>行政文書の名称</th><th>該当する行政文書ファイルの名称</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2　2015年12月末から2016年3月11日までの間の下記文書
（1）対象文書の趣旨（森友学園から提出された文書、図画、電磁的記録）</td><td>指定期日の変更願いについて</td><td>平成27年度「普通財産時価貸付決議書」</td></tr>
<tr><td>有益費に関する資料の提出について</td><td>平成27年度「処理方針（特別会計）」</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　2015年12月末から2016年3月11日までの間の下記文書
（2）対象文書の趣旨（森友学園側からの要請に基づき近畿財務局の庁内で作成した報告、検討、回覧文書、図画、電磁的記録）
①森友学園との面談、交渉した時の面談、交渉内容を記載した文書、図画、電磁的記録</td><td>「指定期日の変更承認及び有償貸付合意書の一部変更について」のうち、調書</td><td>平成27年度「普通財産時価貸付決議書」</td></tr>
<tr><td>「有益費支払いに関する意見について（照会）」のうち、調書</td><td>平成27年度「処理方針（特別会計）」</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2　2015年12月末から2016年3月11日までの間の下記文書
（2）対象文書の趣旨（森友学園側からの要請に基づき近畿財務局の庁内で作成した報告、検討、回覧文書、図画、電磁的記録）
②上記2（2）①の森友学園担当者からの意見、要請に基づき庁内で作成した報告文書、回覧文書、稟議書、決裁文書またはその趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録
（特に2015年12月1日の照会票の回答となる平成27年度「相談記録」）</td><td>指定期日の変更承認及び有償貸付合意書の一部変更について</td><td>平成27年度「普通財産時価貸付決議書」</td></tr>
<tr><td>有益費支払いに関する意見について（照会）</td><td>平成27年度「処理方針（特別会計）」</td></tr>
<tr><td>相談記録</td><td>平成27年度「相談記録」</td></tr>
</table>

（別紙２）

不開示とした部分とその理由

開示する行政文書（別紙１）のうち不開示とした部分とその理由

（注）行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」と記載する。）

<table>
<tr><th colspan="3">対象文書名及び内容</th><th>不開示部分</th><th>根拠条文
（法第5条）</th><th>不開示とした理由</th></tr>
<tr><td rowspan="8">平成２７年度「普通財産時価貸付決議書」</td><td rowspan="8">指定期日の変更承認及び有償貸付合意書の一部変更について</td><td rowspan="2">国有財産有償貸付合意書の一部変更合意書
（平成28年3月10日付EW第188号）</td><td>学校法人森友学園理事長の署名</td><td>第1号</td><td>当該部分を公にした場合、署名が偽造され悪用されるおそれがあるなど、理事長の権利利益を害するおそれがあるため</td></tr>
<tr><td>学校法人森友学園の印影</td><td>第2号イ</td><td>当該部分を公にした場合、印影が偽造され悪用されるおそれがあるなど、当該学校法人の正当な利益を害するおそれがあるため</td></tr>
<tr><td rowspan="3">指定期日の変更願いについて</td><td>学校法人森友学園理事長の署名</td><td>第1号</td><td>当該部分を公にした場合、署名が偽造され悪用されるおそれがあるなど、理事長の権利利益を害するおそれがあるため</td></tr>
<tr><td>学校法人森友学園の印影</td><td>第2号イ</td><td>当該部分を公にした場合、印影が偽造され悪用されるおそれがあるなど、当該学校法人の正当な利益を害するおそれがあるため</td></tr>
<tr><td>（仮称）M学園小学校 新築工事　設計計画工程表作成会社名</td><td>第2号イ</td><td>当該部分を公にした場合、当該作成会社に問い合わせが殺到するおそれがあるなど、当該作成会社の正当な利益を害するおそれがあるため</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国有財産有償貸付合意書（写）
（平成27年5月29日付EW第38号）</td><td>契約相手方の印影
収入印紙の消印
本契約書の契約印</td><td>第2号イ</td><td>当該部分を公にした場合、印影が偽造され悪用されるおそれがあるなど、契約相手方の正当な利益を害するおそれがあるため</td></tr>
<tr><td>学校法人森友学園理事長の署名</td><td>第1号</td><td>当該部分を公にした場合、署名が偽造され悪用されるおそれがあるなど、理事長の権利利益を害するおそれがあるため</td></tr>
</table>

（別紙２）

不開示とした部分とその理由

開示する行政文書（別紙１）のうち不開示とした部分とその理由

（注）行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」と記載する。）

対象文書名及び内容			不開示部分	根拠条文（法第5条）	不開示とした理由
平成２７年度「処理方針（特別会計）」	有益費支払いに関する意見について（照会）	有益費に関する資料の提出について	学校法人森友学園理事長の署名	第1号	当該部分を公にした場合、署名が偽造され悪用されるおそれがあるなど、理事長の権利利益を害するおそれがあるため
			学校法人森友学園の印影	第2号イ	当該部分を公にした場合、印影が偽造され悪用されるおそれがあるなど、学校法人の正当な利益を害するおそれがあるため
			領収証（5枚分） 作成会社の所在地、名称、代表取締役、電話番号及び印影	第2号イ	当該部分を公にした場合、作成会社に問い合わせが殺到するおそれ及び印影が偽造され悪用されるおそれがあるなど、作成会社の正当な利益を害するおそれがあるため
			領収証（5枚分） 扱者の印影	第1号	当該部分を公にした場合、特定の個人を識別されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがあるため
		国有財産有償貸付合意書（写） （平成27年5月29日付EW第38号）	契約相手方の印影 収入印紙の消印 本契約書の契約印	第2号イ	当該部分を公にした場合、印影が偽造され悪用されるおそれがあるなど、契約相手方の正当な利益を害するおそれがあるため
			学校法人森友学園理事長の署名	第1号	当該部分を公にした場合、署名が偽造され悪用されるおそれがあるなど、理事長の権利利益を害するおそれがあるため

（別紙3）

不開示とした行政文書の名称と不開示の理由

開示請求のあった行政文書のうち、以下の文書については保有していないため、不開示とする。

開示請求のあった行政文書の名称等	保有していない理由
1　2015年12月末から2016年3月11日までの間の次の文書、図画、電磁的記録 （1）開示対象文書の趣旨（森友学園側の担当者（[redacted]弁護士、[redacted]の担当者、[redacted]の担当者）から提出された文書、図画、電磁的記録） ①森友学園側の担当者からの地中埋設物が存在したとして提出された文書、図画、電磁的記録 ②森友学園側の担当者からの地中埋設物の撤去費用積算に必要な見積書、要望書などの文書、図画、電磁的記録 ③本件土地の価格交渉において、森友学園の代理人弁護士の[redacted]からの提出された文書、図画、電磁的記録	該当文書の提出を受けていないため
1　2015年12月末から2016年3月11日までの間の次の文書、図画、電磁的記録 （2）対象文書の趣旨（上記1に際して近畿財務局内で作成 した下記文書、図画、電磁的記録） ①森友学園との面談、交渉した時の面談、交渉内容を記載した文書、図画、電磁的記録 ②上記（1）①の森友学園担当者からの意見、要請に基づき庁内で作成した報告文書、回覧文書、稟議書、決裁文書またはその趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録 ③上記（2）②に関連して庁内で作成した、報告、稟議、決裁文書又はその趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録 ④上記期間内において地中埋設物の現地において撮影した写真 ⑤上記（1）③結果を受けて庁内で担当者が作成した報告文、回覧文書、その趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録 ⑥上記（1）③の結果を受けて、本省への報告、協議内容を記載した文書、その他この趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録	該当文書を作成していないため

様式第９号

平成　　年　　月　　日

行政文書の開示の実施方法等申出書

近畿財務局長　殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第１４条第２項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

１　行政文書開示決定通知書の番号等

＊日　　付　　平成３０年　月　日

文書番号　　近財統－１第　　号

２　求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに〇印を付してください。

行政文書の名称	種類･量	実施の方法	
平成 27 年度「普通財産時価貸付決議書」 ・指定期日の変更願いについて ・「指定期日の変更承認及び有償貸付合意書の一部変更について」のうち、調書 ・指定期日の変更承認及び有償貸付合意書の一部変更について	Ａ４版文書 ２３枚 うち白黒文書 １４枚 うちカラー文書 ９枚 Ａ３版文書 ２枚 うち白黒文書 ０枚 うちカラー文書 ２枚	１閲覧	①全部 ②一部（　　）
		２写しの交付（白黒）	①全部 ②一部（　　）
		３写しの交付（白黒とカラー）	①全部 ②一部（　　）
		４スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	①全部 ②一部（　　）
平成 27 年度「処理方針（特別会計）」 ・有益費に関する資料の提出について ・「有益費支払いに関する意見について（照会）」のうち、調書 ・有益費支払いに関する意見について（照会）	Ａ４版文書 ２５枚 うち白黒文書 １６枚 うちカラー文書 ９枚	１閲覧	①全部 ②一部（　　）
		２写しの交付（白黒）	①全部 ②一部（　　）
		３写しの交付（白黒とカラー）	①全部 ②一部（　　）
		４スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	①全部 ②一部（　　）
平成 27 年度「相談記録」 ・相談記録	Ａ４版文書 ８枚 うち白黒文書 ５枚 うちカラー文書 ３枚	１閲覧	①全部 ②一部（　　）
		２写しの交付（白黒）	①全部 ②一部（　　）
		３写しの交付（白黒とカラー）	①全部 ②一部（　　）

		４スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	①全部 ②一部(　　)

３　開示の実施を希望する日

４　「写しの送付」の希望の有無　有　：無　　〔同封する郵便切手　　円〕

開示実施手数料 ＿＿＿＿円	ここに収入印紙をはってください。 （消印はしないでください。）	金額　　円 領収証書番号 ＿＿＿＿＿＿

＊　開示実施手数料が無料であり、かつ、開示請求書に記載された開示の実施の方法等に変更がなければ、この申出書を提出する必要はありませんが、開示の実施手続のため、変更がない旨を下記担当課等までご連絡ください。

＊担当課等（問い合わせ先）近畿財務局　総務部　総務課　TEL　０６－６９４９－６３９０

（文書主管課）　近畿財務局　管財部　統括国有財産管理官（１）

TEL　０６－６９４９－６３８６

近畿財務局　統括法務監査官

TEL　０６－６９４９－６２５８

様式第３号

情報公開事務審査票

局名・所名・整理番号　近畿－大阪－局－29-119

請求者等の住所（所在地）及び氏名（名称）	住　所	〒[redacted] [redacted]
	氏　名	[redacted]
	電　話	TEL・Fax [redacted]
	備　考	
請求に係る行政文書の件名	１　２０１５年１２月末から２０１６年３月１１日までの間の次の文書、図画、電磁的記録 （１）開示対象文書の趣旨（森友学園側の担当者（[redacted]弁護士、[redacted]の担当者、[redacted]の担当者）から提出された文書、図画、電磁的記録） ①　森友学園側の担当者からの地中埋設物が存在したとして提出された文書、図画、電磁的記録 ②　森友学園側の担当者からの地中埋設物の撤去費用積算に必要な見積書、要望書などの文書、図画、電磁的記録 ③　本件土地の価格交渉において、森友学園の代理人弁護士の[redacted]からの提出された文書、図画、電磁的記録 （２）対象文書の趣旨（上記１に際して近畿財務局内で作成した下記文書、図画、電磁的記録） ①　森友学園との面談、交渉した時の面談、交渉内容を記載した文書、図画、電磁的記録 ②　上記（１）①の森友学園担当者からの意見、要請に基づき庁内で作成した報告文書、回覧文書、稟議書、決裁文書またはその趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録 ③　上記（２）②に関連して庁内で作成した、報告、稟議、決裁文書又はその趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録 ④　上記期間内において地中埋設物の現地において撮影した写真 ⑤　上記（１）③結果を受けて庁内で担当者が作成した報告文、回覧文書、その趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録 ⑥　上記（１）③の結果を受けて、本省への報告、協議内容を記載した文書、その他この趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録 ２　２０１５年１２月末から２０１６年３月１１日までの間の下記文書 （１）対象文書の趣旨（森友学園から提出された文書、図画、電磁的記録） （２）対象文書の趣旨（森友学園側からの要請に基づき近畿財務局の庁内で作成した報告、検討、回覧文書、図画、電磁的記録） ①　森友学園との面談、交渉した時の面談、交渉内容を記載した文書、図画、電磁的記録 ②　上記２（２）①の森友学園担当者からの意見、要請に基づき庁内で作成した報告文書、回覧文書、稟議書、決裁文書またはその趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録 （特に２０１５年１２月１日の照会票の回答となる平成２７年度「相談記録」）	
受　理　年　月　日	平成30年1月25日	
主　管　課　等	・管財部　統括国有財産管理官（１） ・担当者　[redacted]　内線　[redacted]	

<table>
<tr><td>開示請求書の補正を要した場合の日数等</td><td colspan="5">補正に要した日数　　7日
再補正に要した日数　　2日（決定期限予定　3月5日）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">決定期間延長通知書の送付日等</td><td>送付日</td><td colspan="4">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>延長理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>延長期限</td><td colspan="4">平成　　年　　月　　日（延長期間　日）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">期限延長の特例</td><td>送付日</td><td colspan="4">平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>延長理由</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>延長期限</td><td colspan="4">平成　年　月　日（延長期間　日）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">第三者情報の調査手続
（意見書提出に係る適用条項
法第１３条第１項　　任意
法第１３条第２項　　必要</td><td>照会先</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>照会日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>回答日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>結果通知</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>事案の移送</td><td>移送先</td><td colspan="2"></td><td>移送年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>開示判定等審査委員会</td><td>開催日・結果</td><td colspan="4">平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>本省地方課への照会</td><td>概　　要</td><td colspan="4">平成　年　月　日</td></tr>
<tr><td>開示可否の決定等</td><td colspan="2">1　開示
(2)　一部開示
3　不開示
4　存否
5　不存在</td><td colspan="3">〔理由〕
別紙のとおり</td></tr>
<tr><td>決定書等の送付</td><td colspan="2">平成　年　月　日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">開示の実施</td><td>実施日</td><td colspan="4">平成　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>閲覧　　件　　円</td><td colspan="3">写し　　枚　　円</td></tr>
<tr><td>郵送等</td><td>有・無</td><td>送付に要する費用</td><td colspan="2">未・済（受領日　・・　　円切手・証票）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">平成30年2月27日付近財総第43号「行政文書開示請求書（受付番号：総第119号）の再補正について」は、同月28日に発送を行っているため、再補正に要した日数は2日となる。</td></tr>
</table>

（別紙２）

不開示とした部分とその理由

開示する行政文書（別紙１）のうち不開示とした部分とその理由

（注）行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」と記載する。）

<table>
<tr><th colspan="3">対象文書名及び内容</th><th>不開示部分</th><th>根拠条文
（法第5条）</th><th>不開示とした理由</th></tr>
<tr><td rowspan="8">平成２７年度「普通財産時価貸付決議書」</td><td rowspan="8">指定期日の変更承認及び有償貸付合意書の一部変更について</td><td rowspan="2">国有財産有償貸付合意書の一部変更合意書
（平成28年3月10日付EW第188号）</td><td>学校法人森友学園理事長の署名</td><td>第1号</td><td>当該部分を公にした場合、署名が偽造され悪用されるおそれがあるなど、理事長の権利利益を害するおそれがあるため</td></tr>
<tr><td>学校法人森友学園の印影</td><td>第2号イ</td><td>当該部分を公にした場合、印影が偽造され悪用されるおそれがあるなど、当該学校法人の正当な利益を害するおそれがあるため</td></tr>
<tr><td rowspan="3">指定期日の変更願いについて</td><td>学校法人森友学園理事長の署名</td><td>第1号</td><td>当該部分を公にした場合、署名が偽造され悪用されるおそれがあるなど、理事長の権利利益を害するおそれがあるため</td></tr>
<tr><td>学校法人森友学園の印影</td><td>第2号イ</td><td>当該部分を公にした場合、印影が偽造され悪用されるおそれがあるなど、当該学校法人の正当な利益を害するおそれがあるため</td></tr>
<tr><td>（仮称）M学園小学校 新築工事　設計計画工程表作成会社名</td><td>第2号イ</td><td>当該部分を公にした場合、当該作成会社に問い合わせが殺到するおそれがあるなど、当該作成会社の正当な利益を害するおそれがあるため</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国有財産有償貸付合意書（写）
（平成27年5月29日付EW第38号）</td><td>契約相手方の印影
収入印紙の消印
本契約書の契約印</td><td>第2号イ</td><td>当該部分を公にした場合、印影が偽造され悪用されるおそれがあるなど、契約相手方の正当な利益を害するおそれがあるため</td></tr>
<tr><td>学校法人森友学園理事長の署名</td><td>第1号</td><td>当該部分を公にした場合、署名が偽造され悪用されるおそれがあるなど、理事長の権利利益を害するおそれがあるため</td></tr>
</table>

（別紙２）

不開示とした部分とその理由

開示する行政文書（別紙１）のうち不開示とした部分とその理由

（注）行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」と記載する。）

対象文書名及び内容			不開示部分	根拠条文（法第5条）	不開示とした理由
平成２７年度「処理方針（特別会計）」	有益費支払いに関する意見について（照会）	有益費に関する資料の提出について	学校法人森友学園理事長の署名	第1号	当該部分を公にした場合、署名が偽造され悪用されるおそれがあるなど、理事長の権利利益を害するおそれがあるため
			学校法人森友学園の印影	第2号イ	当該部分を公にした場合、印影が偽造され悪用されるおそれがあるなど、学校法人の正当な利益を害するおそれがあるため
			領収証（5枚分） 作成会社の所在地、名称、代表取締役、電話番号及び印影	第2号イ	当該部分を公にした場合、作成会社に問い合わせが殺到するおそれ及び印影が偽造され悪用されるおそれがあるなど、作成会社の正当な利益を害するおそれがあるため
			領収証（5枚分） 扱者の印影	第1号	当該部分を公にした場合、特定の個人を識別されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがあるため
		国有財産有償貸付合意書（写） （平成27年5月29日付EW第38号）	契約相手方の印影 収入印紙の消印 本契約書の契約印	第2号イ	当該部分を公にした場合、印影が偽造され悪用されるおそれがあるなど、契約相手方の正当な利益を害するおそれがあるため
			学校法人森友学園理事長の署名	第1号	当該部分を公にした場合、署名が偽造され悪用されるおそれがあるなど、理事長の権利利益を害するおそれがあるため

（別紙3）

不開示とした行政文書の名称と不開示の理由

開示請求のあった行政文書のうち、以下の文書については保有していないため、不開示とする。

開示請求のあった行政文書の名称等	保有していない理由
1　2015年12月末から2016年3月11日までの間の次の文書、図画、電磁的記録 （1）開示対象文書の趣旨（森友学園側の担当者（[redacted]弁護士、[redacted]の担当者、[redacted]の担当者）から提出された文書、図画、電磁的記録） ①森友学園側の担当者からの地中埋設物が存在したとして提出された文書、図画、電磁的記録 ②森友学園側の担当者からの地中埋設物の撤去費用積算に必要な見積書、要望書などの文書、図画、電磁的記録 ③本件土地の価格交渉において、森友学園の代理人弁護士の[redacted]からの提出された文書、図画、電磁的記録	該当文書の提出を受けていないため
1　2015年12月末から2016年3月11日までの間の次の文書、図画、電磁的記録 （2）対象文書の趣旨（上記1に際して近畿財務局内で作成 した下記文書、図画、電磁的記録） ①森友学園との面談、交渉した時の面談、交渉内容を記載した文書、図画、電磁的記録 ②上記（1）①の森友学園担当者からの意見、要請に基づき庁内で作成した報告文書、回覧文書、稟議書、決裁文書またはその趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録 ③上記（2）②に関連して庁内で作成した、報告、稟議、決裁文書又はその趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録 ④上記期間内において地中埋設物の現地において撮影した写真 ⑤上記（1）③結果を受けて庁内で担当者が作成した報告文、回覧文書、その趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録 ⑥上記（1）③の結果を受けて、本省への報告、協議内容を記載した文書、その他この趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録	該当文書を作成していないため

様式２号

近財総第 24 号
平成 30 年 2 月 9 日

[redacted] 様

近畿財務局長　美並 義人

行政文書開示請求書（文書受付番号：総第 119 号）の補正について

平成 30 年 1 月 25 日付で受け付けた行政文書開示請求書については、下記事項について補正する必要がありますので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第４条第２項の規定に基づき、平成 30 年 2 月 21 日までに補正の上、返送願います。

また、当該補正に要した日数は、法第 10 条第 1 項の規定により、開示決定等の期限（開示請求があった日から 30 日）には算入されないことをご承知おき願います。

記

開示請求のあった行政文書の名称等	別紙「請求する行政文書の名称等」のとおり
補正を要する事項	貴殿から提出された開示請求書には、別紙「請求する行政文書の名称等」のとおり記載されていますが、現状のままの記載では、開示請求文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため、該当文書の特定が困難です。 つきましては、希望する行政文書を当方が把握・特定できるように、請求する行政文書等の具体的な内容を別添の回答書にご記入のうえ、ご返送願います。
担当課等	総務部　総務課　電話 06-6949-6390　(内) [redacted]

別　添

補正依頼に対する回答書
（文書受付番号：総第119号）

平成30年2月9日付の補正依頼に対し、以下の通り回答いたします。

		補正事項	回　答
1	1（1）について	「森友学園側の担当者（中略）から提出された文書、図画、電磁的記録」と記載されていますが、文書の提出先となった行政機関を明記してください。	
2	1（1）①、同②、1（2）②、2（2）②について	「担当者」と記載されていますが、いかなる法律関係に関するいかなる担当者であるか不明確であることから、具体的に明記してください。	
3	1（1）②について	「要望書などの文書、図画、電磁的記録」と記載されていますが、「など」が何を意味するのか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
4	1（2）②について	「上記（1）①の森友学園担当者からの意見、要請」と記載されていますが、これがどのような内容を意味するか不明確であることから、具体的に明記してください。	
		「森友学園担当者からの意見、要請に基づき庁内で作成した報告文書」と記載されていますが、「に基づき」とはどの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
		「その趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録」と記載されていますが、「その趣旨」がどのような内容を意味し、どの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
5	1（2）③について	「上記（2）②に関連して庁内で作成した」と記載されていますが、「に関連して」とはどの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
		「その趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録」と記載されていますが、「その趣旨」がどのような内容を意味し、どの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	

6	１（２）⑤について	「上記（１）③結果を受けて庁内で担当者が作成した報告文」と記載されていますが、どの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
		「その趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録」と記載されていますが、「その趣旨」がどのような内容を意味し、どの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
7	１（２）⑥について	「上記（１）③の結果を受けて、本省への報告、協議内容を記載した文書」と記載されていますが、どの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
		「この趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録」と記載されていますが、「この趣旨」がどのような内容を意味し、どの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
8	２（１）について	「森友学園から提出された文書、図画、電磁的記録」と記載されていますが、文書の提出先となった行政機関を明記してください。	
9	２（２）について	「森友学園側からの要請」と記載されていますが、「側」がどのような内容を意味するのか不明確であることから、具体的に明記してください。	
		「森友学園側からの要請に基づき近畿財務局の庁内で作成した」と記載されていますが、「要請」がどのような内容を意味するか不明確であることから、具体的に明記してください。	
		「森友学園側からの要請に基づき近畿財務局の庁内で作成した」と記載されていますが、「に基づき」とはどの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
１０	２（２）②について	「上記２（２）①の森友学園担当者からの意見、要請に基づき庁内で作成した報告文書・・・」と記載されていますが、「意見、要請」がどのような内容を意味するか不明確であることから、具体的に明記してください。	

		「上記２（２）①の森友学園担当者からの意見、要請に基づき庁内で作成した報告文書・・・」と記載されていますが、「に基づき」とはどの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
		「その趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録」と記載されていますが、「その趣旨」がどのような内容を意味し、どの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	

平成　　年　　月　　日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

近畿
財務局接受
30.2.16
第　　号

別　添

補正依頼に対する回答書
（文書受付番号：総第119号）

平成30年2月9日付の補正依頼に対し、以下の通り回答いたします。

		補正事項	回　答
1	1（1）について	「森友学園側の担当者（中略）から提出された文書、図画、電磁的記録」と記載されていますが、文書の提出先となった行政機関を明記してください。	以下、別紙の通り
2	1（1）①、同②、1（2）②、2（2）②について	「担当者」と記載されていますが、いかなる法律関係に関するいかなる担当者であるか不明確であることから、具体的に明記してください。	
3	1（1）②について	「要望書などの文書、図画、電磁的記録」と記載されていますが、「など」が何を意味するのか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
4	1（2）②について	「上記（1）①の森友学園担当者からの意見、要請」と記載されていますが、これがどのような内容を意味するか不明確であることから、具体的に明記してください。	
		「森友学園担当者からの意見、要請に基づき庁内で作成した報告文書」と記載されていますが、「に基づき」とはどの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
		「その趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録」と記載されていますが、「その趣旨」がどのような内容を意味し、どの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
5	1（2）③について	「上記（2）②に関連して庁内で作成した」と記載されていますが、「に関連して」とはどの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
		「その趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録」と記載されていますが、「その趣旨」がどのような内容を意味し、どの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	

6	１（２）⑤について	「上記（１）③結果を受けて庁内で担当者が作成した報告文」と記載されていますが、どの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
		「その趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録」と記載されていますが、「その趣旨」がどのような内容を意味し、どの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
7	１（２）⑥について	「上記（１）③の結果を受けて、本省への報告、協議内容を記載した文書」と記載されていますが、どの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
		「この趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録」と記載されていますが、「この趣旨」がどのような内容を意味し、どの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
8	２（１）について	「森友学園から提出された文書、図画、電磁的記録」と記載されていますが、文書の提出先となった行政機関を明記してください。	
9	２（２）について	「森友学園側からの要請」と記載されていますが、「側」がどのような内容を意味するのか不明確であることから、具体的に明記してください。	
		「森友学園側からの要請に基づき近畿財務局の庁内で作成した」と記載されていますが、「要請」がどのような内容を意味するか不明確であることから、具体的に明記してください。	
		「森友学園側からの要請に基づき近畿財務局の庁内で作成した」と記載されていますが、「に基づき」とはどの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
１０	２（２）②について	「上記２（２）①の森友学園担当者からの意見、要請に基づき庁内で作成した報告文書・・・」と記載されていますが、「意見、要請」がどのような内容を意味するか不明確であることから、具体的に明記してください。	

		「上記２（２）①の森友学園担当者からの意見、要請に基づき庁内で作成した報告文書・・・」と記載されていますが、「に基づき」とはどの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	
		「その趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録」と記載されていますが、「その趣旨」がどのような内容を意味し、どの範囲の文書がこれに該当するか不明確であることから、文書の内容を具体的に明記してください。	

平成30年2月16日

住所[redacted]

氏名[redacted]

別紙

補正依頼に対する回答書　　（文書受付番号：総第１１９号）

1　補正目録１の「提出先」とは

（1）　近畿財務局宛（又は交渉に当たった御庁の職員宛も含む）。

（2）　大阪航空局宛（又は交渉に当たった大阪航空局の職員宛も含む）に提出されたが、大阪航空局から近畿財務局（又は御庁の職員宛も含む）間で共有した文書も含む。

2　補正目録２の「担当者」及び「その法律関係」とは、

（1）　森友学園側の担当者とは「籠池康博前理事長ほか職員、[redacted]弁護士、[redacted]の担当者、[redacted]の担当者」。

（2）　[redacted]の担当者及び[redacted]の担当者とは、同記載の当該法人の取締役及び従業員。

3　補正目録３の「など」とは

「見積書」「要請書」を例示しているので、地中埋設物の撤去費用積算に必要な文書で名称は問わないという意味。

4　補正目録４の

（1）「意見、要請」とは読んで字のごとく、森友学園の担当者からの「意見、要請」であり、一般的に交渉する場合は森友学園の担当者からの「要求」「要請」があり、要求、要請に至らないが「意見」を言う場合がある。例えば本来の要求があり、それを履行しない場合は「損害賠償をする」とかの場合は要請ではないが、意見をいい、それに近畿財務局が庁内で検討している場合など。

（2）「基づき」とは森友学園の担当者からの「要求」「要請」「意見」により近畿財務局内で、どのように対応するか検討したことを言い、「要求」「要請」「意見」と因果関係があり作成された文書。

（3）「趣旨」とは「報告文書」「回覧文書」「稟議書」「決済文書」と名称は呼ばないが、森友学園の担当者からの「要求」「要請」「意見」により庁内で作成された文書。

5　補正目録５の

（1）上記(２)②に「関連して」とは上記(２)②と「因果関係がある」ことを言う。例えば森友学園の担当者からの「要求」「要請」「意見」に直接回答する文書ではないが、財務省に問い合わせをしたり、大阪航空局との協議、検討した文書も含むという意味。

（2）「その趣旨」とは「報告」「稟議」「決済」文書と名称は呼ばないが、森友学園の担当者からの「要求」「要請」「意見」により庁内で作成された文書。

６　補正目録６の
（１）「上記（１）③の結果を受けて庁内で担当者が作成した報告文」とは、上記（１）③と因果関係があり庁内で担当者が作成した報告文書。
（２）「その趣旨」とは「報告文」「回覧文書」「稟議」「決済」文書と名称は呼ばないが、上記（１）③と因果関係があり庁内で担当者が作成した文書。

７　補正目録７の
（１）「上記（１）③の結果を受けて本省への報告、協議内容を記載した文書」とは「上記（１）③と因果関係があり、本省への報告、協議内容を記載した文書」。
（２）「この趣旨」とは報告、協議という名称を呼ばないが上記（１）③と因果関係があり作成された文書。

８　補正目録８の「提出先」とは
前記１（１）（２）回答の通り。

９　補正目録９の
（１）「森友学園側」の「側」とは２（２）①②に説明。
（２）「要請」とは上記４（１）で回答した通り
（３）「基づき」とは前記４（２）で回答した通り

１０　補正目録１０の
（１）「意見、要請」とは上記４（１）で回答した通り
（２）「基づき」とは上記４（２）で回答した通り
（３）「趣旨」とは上記４（３）で回答した通り

様式２号

近財総第４３号
平成30年２月27日

[redacted] 様

近畿財務局長　美並義人

行政文書開示請求書（文書受付番号：総第119号）の再補正について

平成30年１月25日付で受け付けた行政文書開示請求書（平成30年２月16日付で補正依頼に対する回答書受付）については、下記事項について再補正する必要がありますので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第４条第２項の規定に基づき、平成30年３月12日までに補正の上、ご返送願います。

また、当該補正に要した日数は、法第10条第１項の規定により、開示決定等の期限（開示請求があった日から30日）には算入されないことをご承知おき願います。

記

開示請求のあった行政文書の名称等	別紙「請求する行政文書の名称等」のとおり
補正を要する事項	貴殿からの請求内容について、当方が保有する行政文書のうち、開示対象として特定した行政文書が含まれる行政文書ファイル名は、以下のとおりです。 ＜行政文書ファイル名＞ １．平成27年度「普通財産時価貸付決議書」 ２．平成27年度「処理方針（特別会計）」 ３．平成27年度「相談記録」 つきましては、開示を希望される行政文書ファイルの数によって、手数料の追加納付が必要となる可能性がありますので、手数料額を確定するために、別添の回答書にご記入の上、ご返送願います。 なお、複数の行政文書ファイルの開示を請求される場合は、収入印紙を追加（300円×（請求する行政文書ファイル数－１））で納付いただく必要がありますので、回答書ご返送時に同封願います。
担当課等	総務部　総務課　電話　06-6949-6390　（内）[redacted]

別紙　　請求する行政文書の名称等

１　２０１５年１２月末から２０１６年3月１１日までの間の次の文書、図画、電磁的記録

（１）開示対象文書の趣旨（森友学園側の担当者（[redacted]弁護士、[redacted]の担当者、[redacted]の担当者）から提出された文書、図画、電磁的記録）

① 森友学園側の担当者からの地中埋設物が存在したとして提出された文書、図面、電磁的記録

② 森友学園側の担当者からの地中埋設物の撤去費用積算に必要な見積書、要望書などの文書、図画、電磁的記録

③ 本件土地の価格交渉において、森友学園の代理人弁護士の[redacted]からの提出された文書、図画、電磁的記録

（２）　対象文書の趣旨（上記１に際して近畿財務局内で作成した下記文書、図画、電磁的記録）

① 森友学園との面談、交渉した時の面談、交渉内容を記載した文書、図画、電磁的記録

② 上記（１）①の森友学園担当者からの意見、要請に基づき庁内で作成した報告文書、回覧文書　稟議書、決裁文書またはその趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録

③ 上記（２）②に関連して庁内で作成した、報告、稟議、決裁文書又はその趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録

④ 上記期間内において地中埋設物の現地において撮影した写真。

⑤ 上記（１）③結果を受けて庁内で担当者が作成した報告文、回覧文書、その趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録

⑥ 上記（１）③の結果を受けて、本省への報告、協議内容を記載した文書、その他この趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録

２　２０１５年１２月末から２０１６年3月１１日までの間の下記文書

（１）対象文書の趣旨（森友学園から提出された文書、図画、電磁的記録）

（２）対象文書の趣旨（森友学園側からの要請に基づき近畿財務局の庁内で作成した報告、検討、回覧文書、図画、電磁的記録）

①森友学園との面談、交渉した時の面談、交渉内容を記載した文書、図画、電磁的記録

②上記２（２）①の森友学園担当者からの意見、要請に基づき庁内で作成した報告文書、回覧文書稟議書、決裁文書またはその趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録

（特に２０１５年１２月１日の照会票の回答となる平成２７年度「相談記録」）

別　添

再補正依頼に対する回答書

（文書受付番号：総第119号）

平成30年2月27日付の再補正依頼に対し、以下のとおり回答し、印紙に不足のある場合は、不足分の印紙を追納いたします。

1．以下の行政文書の開示を希望する。（開示を希望する行政文書に○を付してください。）

No.	行政文書ファイル名（※）	行政文書名	開示の希望の有無
1	平成27年度「普通財産時価貸付決議書」	指定期日の変更承認及び有償貸付合意書の一部変更について	
2	平成27年度「処理方針（特別会計）」	有益費支払いに関する意見照会について	
3	平成27年度「相談記録」	相談記録	

注）追加で納付いただく収入印紙については、「300円×（請求する行政文書ファイル数（※）－1）」となります。

上記の行政文書ファイルのうち、「別紙「請求する行政文書の名称等」」に該当する行政文書の開示を請求します。

平成　　年　　月　　日

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

近畿財務局接受
30.3.-2
総第　号

別　添

再補正依頼に対する回答書
（文書受付番号：総第119号）

平成30年2月27日付の再補正依頼に対し、以下のとおり回答し、印紙に不足のある場合は、不足分の印紙を追納いたします。

1．以下の行政文書の開示を希望する。（開示を希望する行政文書に○を付してください。）

No.	行政文書ファイル名（※）	行政文書名	開示の希望の有無
1	平成27年度「普通財産時価貸付決議書」	指定期日の変更承認及び有償貸付合意書の一部変更について	○
2	平成27年度「処理方針（特別会計）」	有益費支払いに関する意見照会について	○
3	平成27年度「相談記録」	相談記録	○

注）追加で納付いただく収入印紙については、「300円×（請求する行政文書ファイル数（※）－1）」となります。

上記の行政文書ファイルのうち、「別紙「請求する行政文書の名称等」」に該当する行政文書の開示を請求します。

平成30年　3月　2日

住所[redacted]

氏名[redacted]

近畿
財務局接受
30.1.25
総第119号

別紙様式第1号　　平成30年1月25日

行政文書開示請求書

近畿財務局長　殿

（フリガナ）[redacted]
氏名又は名称（法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名）
[redacted]

住所又は居所（法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地）
〒[redacted]

連　絡　先（連絡先が上記の本人以外の場合には、連絡担当者の住所・氏名・電話番号等）

TEL（FAX）[redacted]

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1　請求する行政文書の名称等

（請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

別紙参照

2　求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください

ア　事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞　①　閲覧　②　写しの交付　③　その他（　　）

＜実施の希望日＞　平成　　年　　月　　日

イ　写しの送付を希望する。（＊別途郵送料が必要です。）

開示請求手数料 行政文書1件につき300円	近畿財務局接受 30.1.25 総第　号 こ　さい。 ） 収入印紙 1000円 収入印紙 200円	金額 300 円 領収証書番号

＊この欄は記入しないでください。

担当課等	部（所）　課　TEL　（内）
備　考	

別紙　　請求する行政文書の名称等

１　２０１５年１２月末から２０１６年３月１１日までの間の次の文書、図画、電磁的記録

（１）開示対象文書の趣旨（森友学園側の担当者（[redacted]弁護士、[redacted]の担当者、[redacted]の担当者）から提出された文書、図画、電磁的記録）

① 森友学園側の担当者からの地中埋設物が存在したとして提出された文書、図面、電磁的記録

② 森友学園側の担当者からの地中埋設物の撤去費用積算に必要な見積書、要望書などの文書、図画、電磁的記録

③ 本件土地の価格交渉において、森友学園の代理人弁護士の[redacted]からの提出された文書、図画、電磁的記録

（２）　対象文書の趣旨（上記１に際して近畿財務局内で作成した下記文書、図画、電磁的記録）

① 森友学園との面談、交渉した時の面談、交渉内容を記載した文書、図画、電磁的記録

② 上記（１）①の森友学園担当者からの意見、要請に基づき庁内で作成した報告文書、回覧文書　稟議書、決裁文書またはその趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録

③ 上記（２）②に関連して庁内で作成した、報告、稟議、決裁文書又はその趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録

④ 上記期間内において地中埋設物の現地において撮影した写真。

⑤ 上記（１）③結果を受けて庁内で担当者が作成した報告文、回覧文書、その趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録

⑥ 上記（１）③の結果を受けて、本省への報告、協議内容を記載した文書、その他この趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録

２　２０１５年１２月末から２０１６年３月１１日までの間の下記文書

（１）対象文書の趣旨（森友学園から提出された文書、図画、電磁的記録）

（２）対象文書の趣旨（森友学園側からの要請に基づき近畿財務局の庁内で作成した報告、検討、回覧文書、図画、電磁的記録）

①森友学園との面談、交渉した時の面談、交渉内容を記載した文書、図画、電磁的記録

②上記２（２）①の森友学園担当者からの意見、要請に基づき庁内で作成した報告文書、回覧文書稟議書、決裁文書またはその趣旨を書いた文書、図画、電磁的記録

（特に２０１５年１２月１日の照会票の回答となる平成２７年度「相談記録」）

枚数集計表

平成27年度　普通財産時価貸付決議書	A4		A3	
	白黒	カラー	白黒	カラー
指定期日の変更願いについて	1	1	0	1
指定期日の変更承認及び有償貸付合意書の一部変更についてのうち、調書	1	1	0	0
指定期日の変更承認及び有償貸付合意書の一部変更について	12	7	0	1
合計	14	9	0	2

平成27年度　処理方針（特別会計）	A4		A3	
	白黒	カラー	白黒	カラー
有益費に関する資料の提出について	3	1	0	0
有益費支払いに関する意見について（照会）のうち、調書	0	2	0	0
有益費支払いに関する意見について（照会）	13	6	0	0
合計	16	9	0	0

平成27年度　相談記録	A4		A3	
	白黒	カラー	白黒	カラー
予約完結権の行使にかかる書面について（1統）	5	3	0	0
合計	5	3	0	0

近畿
財務局接受
28. 2. 18
統-1第1103号
その他171

統括官	上　席	管理官
池田	三	

平成28年2月18日

近畿財務局長　　殿

大阪市淀川区塚本一丁目６番２５号
学校法人　森友学園
理事長 [redacted]

指定期日の変更願いについて

平成27年5月29日付ＥＷ第38号国有財産有償貸付合意書により小学校敷地として国から貸付けを受けた下記１の土地につきまして、別添変更理由書のとおり平成28年3月31日までの校舎等建設工事の完了及び大阪府知事から学校設置の認可を得ることが困難となりましたので、合意書第12条に定める指定期日を平成29年3月31日に変更願います。

記

１．対象物件
　所　在　地　　豊中市野田町1501番
　区分・数量　　土地　8,770.43㎡

２．変更する指定期日
　合意書第12条に定める指定期日を平成28年3月31日から
　平成29年3月31日に変更する。

変更理由書

本件小学校新設計画につきましては、平成28年3月の校舎等施設完成及び大阪府認可に向けて努力してきましたが、以下の理由により平成28年3月の校舎等施設完成が困難となりました。

また、大阪府知事の認可は校舎等施設の完成後に得られることとなるため、校舎の完成まで大阪府知事の認可を得ることはできないものです。

〈 理 由 〉

1月の国有地審議会後、賃借料の見積もり合わせに時間がかかり5月にやっと土地賃借契約したが、そののち、校舎敷地の土壌改良・ガレキ撤去にかかる業者選定の時間と工期（平成27年8・9・10月末）が3か月かかる事情から、当初予定の工期が延長する見込みとなりました。

これらのことから、当初スケジュール通りの建設計画が困難となり平成28年3月に校舎等施設が完成できない可能性が出てきたことから、来年4月に入学する生徒の進路決定に影響を与えないように開校の1年間延期を判断するものです。

なお、小学校設置認可の担当である大阪府私学大学課には、開校の1年延長について説明し、理解を得ております。

(仮称)M学園小学校 新築工事

2015.10

設計計画工程表

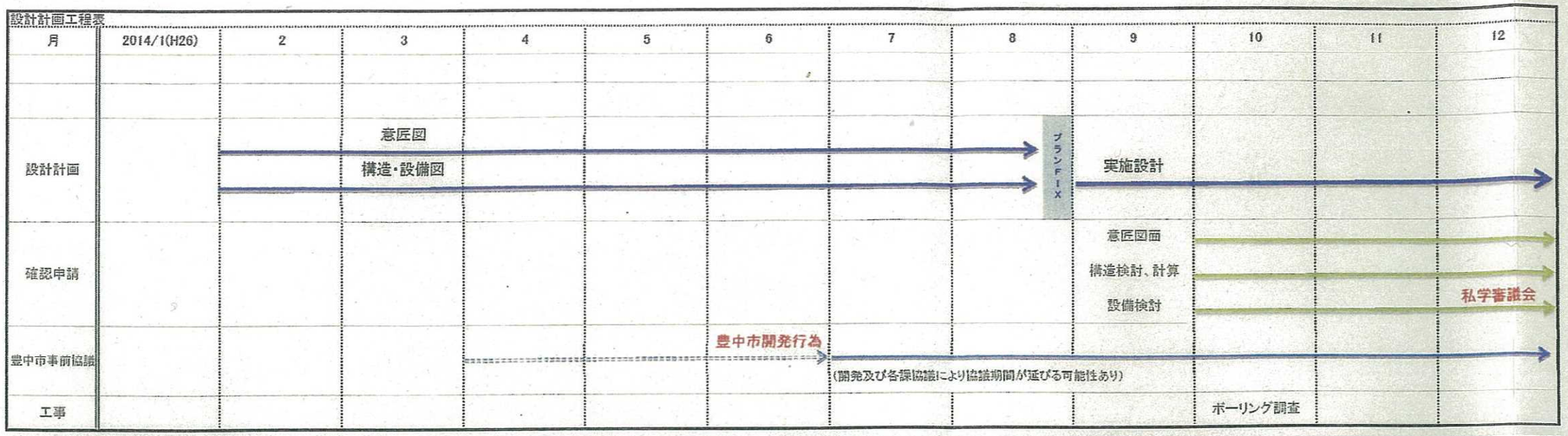

設計計画工程表

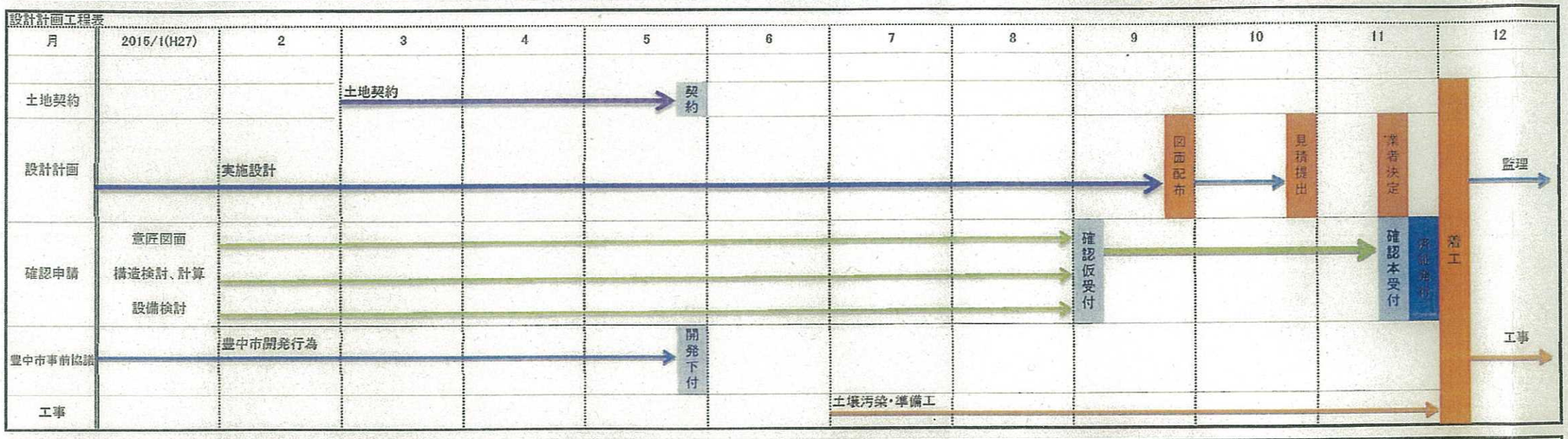

設計計画工程表

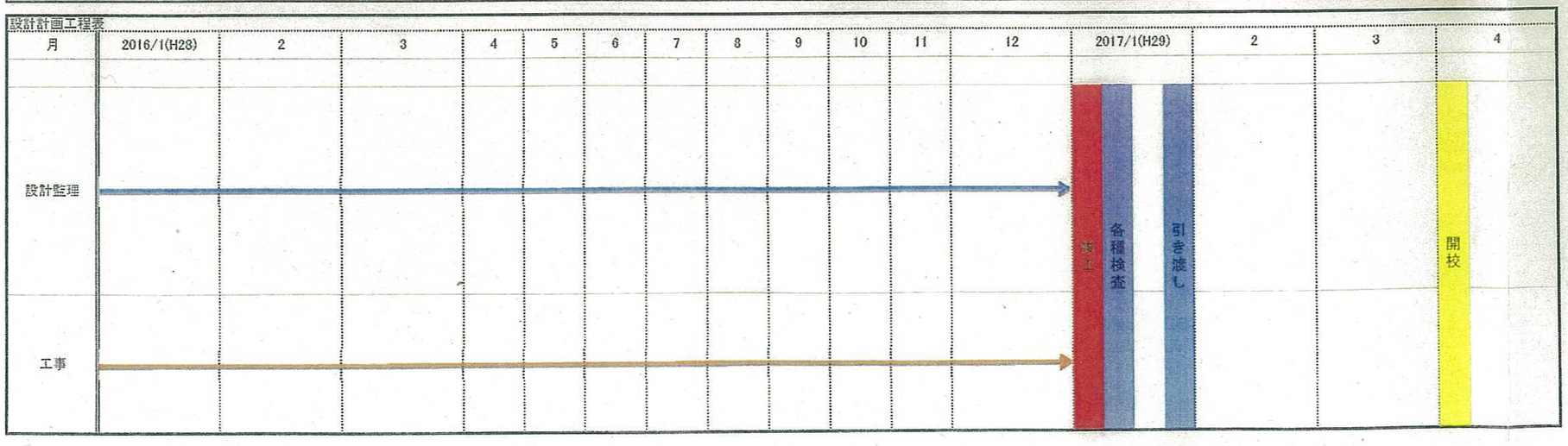

※このエ程表は予定であり、大きなプラン変更、諸官庁の指導、そのた不測の事態により大きな変更が生じた場合はこの限りではありません。
※このエ程表は予定であり、実際には施工業者から提出の上調整します。
※このエ程表は全てがスムーズに進んだ場合であり、現法規による申請期間の場合(民間の申請機関では現在のエ程による日数でいける可能性はあります)この限りではありません。

[redacted]

調　　書

１．概要

大阪航空局から処分依頼を受けた豊中市所在の下記２.記載財産については、学校法人森友学園（以下「学園」と言う。）と８年後の売却を前提に、小学校用地として定期借地契約を締結しているが、学園より、学校開設について当初予定していた平成 28 年 4 月の開校が困難となったため指定期日延長の申し出があり、やむを得ない事情が認められることから承認を行い、学園と取り交わした国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」と言う。）の変更手続きを行うもの。

２．対象財産

所　在　地：豊中市野田町 1501 番
区 分・数 量：土地・8,770.43 ㎡（台帳価格　763,027,410 円）
沿　　革：昭和 53 年 11 月 15 日売買により取得
会　計　名：自動車安全特別会計（空港整備勘定）

３．契約内容

相　手　方:学校法人森友学園
契　約　日:平成 27 年 5 月 29 日合意書締結
（平成 27 年 6 月 8 日に合意書内容を公正証書により取り交わし
定期借地契約が成立）
貸 付 期 間:平成 27 年 6 月 8 日～平成 37 年 6 月 7 日
指 定 用 途:小学校敷地
指 定 期 日:平成 28 年 3 月 31 日

４．指定期日を延長する理由

学園と国との貸付契約締結に当たり、当初の見積り合わせが不調になるなど貸付料の合意に至るまでの期間が長期化したことから学園が当初予定したスケジュールを修正する必要が生じた。

また、学園が貸付契約後に本地の地下埋設物調査に着手したところ、本地北側の名神高速道路からの雨水が本地内に流入している事実が判明する（平成 27 年 7 月、学園から報告受）など想定外の事態が生じた。更に建物の建設契約を行うべく大手建設会社と建設計画について協議したところ、経済情勢の変化から建築資材（鋼材）調達に期間を要している状況が指摘された。

これらのことから指定期日までに建物建設を完了させることが出来ないことが明確となり、学園は、平成 28 年 4 月に入学を希望している生徒の進路決定に影響を与えないよう開校の１年延期を決断したため、契約書に定める指定期日の１年間延長

を要望したものである。

5．対応方針

名神高速道路からの雨水が豊中市の地下埋設管を通じて本地に流入している事実は、豊中市下水道担当課の閲覧資料にも記載がなかった事実であるため、学園が契約前の設計段階でそれを確認できなかったことも事情やむを得ないと認められる。

学園は、事実確認後、流入雨水の処理について改めて豊中市と調整の上、設計変更に着手したが、校舎建設予定箇所のライフラインの設計変更を行う必要があることに加えて、豊中市が工事を施工する箇所との取り分け作業なども必要となったため、工事が着手できる状況まで相当な日数を要することとなった。

この設計変更の事情に加えて、建築資材（鋼材）の調達環境も変化している状況にあり、学園は、当初予定の工事スケジュール遂行が困難であるとして、来年度に入学を希望する生徒の進路決定に影響を与えないよう開校を延期する判断を行ったもので、これは学校法人の姿勢として適切な対応であると考えられる。

開校時期は生徒の進路決定に関わる重要な内容であり、無理なスケジュールで進めた結果、開校できなくなるという事態は避ける必要がある。また、豊中市の雨水流入が事前に発見できなかったことも事情やむを得ないものと判断できることから、指定期日の延長を認めることとする。

処理については、別案１の承認書を交付し、別案２により国有財産有償貸付合意書（定期借地契約書）の一部変更契約を取り交わすこととする。

なお、本件契約は公正証書の取り交わしを行っているが、契約の根本的な内容変更ではないことから、公正証書の変更は特に必要ではない旨を当局統括法務監査官（所属法曹有資格者）に確認済である。

6．関係機関の反応

（１）本財産を所管する大阪航空局からは、指定期日延長に関して特段の異論はない旨を確認済。

（２）小学校新設の認可権限を有する大阪府には、学園が開校の１年延期を報告して了解を得ており、大阪府は平成27年12月24日開催の大阪府私立学校審議会において、開校１年延期の旨を報告している。

以　上

近財統ー１第２０９号
平成２８年３月１０日

学校法人　森友学園
理事長　　籠 池 康 博　　殿

近畿財務局長　　武 内 良 樹

指定期日の変更について

平成 28 年２月 18 日付文書「指定期日の変更願いについて」により申し出のあった下記財産に係る標記のことについては、別添「国有財産有償貸付合意書の一部変更合意書」を取り交わすことを条件に承認いたします。

ついては、別添「国有財産有償貸付合意書の一部変更合意書」に記名押印願います。

記

１．財産の明細

所　在　地　　豊中市野田町 1501 番
区分・数量　　土地　8,770.43 ㎡

２．変更内容

平成 27 年 5 月 29 日付ＥＷ第 38 号国有財産有償貸付合意書第 12 条に定める指定期日を平成 28 年 3 月 31 日から平成 29 年 3 月 31 日に変更する。

ＥＷ第１８８号

国有財産有償貸付合意書の一部変更合意書

貸付人 国（以下「甲」という。）と借受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、両者の間で取り交わした平成27年5月29日付ＥＷ第38号国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」という。）について、下記のとおり一部を変更する合意書を取り交わす。

記

第１条　合意書第12条に定める指定期日を平成28年３月31日から平成29年３月31日に変更する。

第２条　前条の指定期日の変更によっても、合意書に定めるその他の条項及び甲乙間で作成したその他書面（公正証書及び売買予約契約書）の指定期日以外の条項につき変更がないことを、甲と乙は確認する。

第３条　本合意書の効力は、平成28年3月10日（合意日）から生じるものとする。

上記の合意の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成28年3月10日

貸付人　国
契約担当官　近畿財務局長　　武内　良樹　　印

借受人　住所　大阪市淀川区塚本一丁目６番２５号
氏名　学校法人　森友学園　　理事長
[redacted]

[redacted]

別紙様式第13号（本局用）

近畿財務局決裁文書（甲）

行政文書ファイル名	普通財産時価貸付決議書	保存期間	貸付終了後５年	保存期間満了日	（貸付終了後５年）

情報の格付け	機密性（３・②・１）情報	文書記号番号	近財統－１第 209 号
取扱制限			

照合	月　日	標識欄	至急 その他（　）	発送種別	普通　速達　書留 簡易書留　特定記録 親展　使送 電気通信回線（　） その他（　）	受領印	文書日付	平成28年3月10日
発送	月　日						決裁日付	平成28年2月25日
完結	月　日	注意事項					起案日付	平成 28 年 2 月 23 日

局長	主管部長	主管次長	統括官（１）	上席管理官	担当管理官	文書取扱主任	起案者　統括官（１）
	供覧	委任					起案番号 第 209 号
	総務部長	総務部次長	総務課長	課長補佐	文書係長		
合議部課						公印押印済表示 電子署名付与済表示 28.3.10 押印済	

受信者	発信者
伺）　学校法人　森友学園	近畿財務局長

件名	
指定期日の変更承認及び有償貸付合意書の一部変更について	伺　供覧　報告 決定　通達　通知 申請　依頼　照会 回答　進達　承認

下記財産に係る標記のことについては、別紙調書のとおり、別案１により承認すると共に

別案２により平成27年5月29日付ＥＷ第38号国有財産有償貸付合意書の一部変更合意書を取り

交わしてよろしいか。

記

財産の明細　　所　在　地　：　豊中市野田町１５０１番

区分・数量　：　土地　８，７７０．４３㎡

調　　書

１．概要

大阪航空局から処分依頼を受けた豊中市所在の下記２.記載財産については、学校法人森友学園（以下「学園」と言う。）と８年後の売却を前提に、小学校用地として定期借地契約を締結しているが、学園より、学校開設について当初予定していた平成 28 年 4 月の開校が困難となったため指定期日延長の申し出があり、やむを得ない事情が認められることから承認を行い、学園と取り交わした国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」と言う。）の変更手続きを行うもの。

２．対象財産

所　在　地：豊中市野田町 1501 番
区 分・数 量：土地・8,770.43 ㎡（台帳価格　763,027,410 円）
沿　　革：昭和 53 年 11 月 15 日売買により取得
会　計　名：自動車安全特別会計（空港整備勘定）

３．契約内容

相　手　方:学校法人森友学園
契　約　日:平成 27 年 5 月 29 日合意書締結
（平成 27 年 6 月 8 日に合意書内容を公正証書により取り交わし
定期借地契約が成立）
貸 付 期 間:平成 27 年 6 月 8 日～平成 37 年 6 月 7 日
指 定 用 途:小学校敷地
指 定 期 日:平成 28 年 3 月 31 日

４．指定期日を延長する理由

学園と国との貸付契約締結に当たり、当初の見積り合わせが不調になるなど貸付料の合意に至るまでの期間が長期化したことから学園が当初予定したスケジュールを修正する必要が生じた。

また、学園が貸付契約後に本地の地下埋設物調査に着手したところ、本地北側の名神高速道路からの雨水が本地内に流入している事実が判明する（平成 27 年 7 月、学園から報告受）など想定外の事態が生じた。更に建物の建設契約を行うべく大手建設会社と建設計画について協議したところ、経済情勢の変化から建築資材（鋼材）調達に期間を要している状況が指摘された。

これらのことから指定期日までに建物建設を完了させることが出来ないことが明確となり、学園は、平成 28 年 4 月に入学を希望している生徒の進路決定に影響を与えないよう開校の１年延期を決断したため、契約書に定める指定期日の１年間延長

を要望したものである。

5．対応方針

名神高速道路からの雨水が豊中市の地下埋設管を通じて本地に流入している事実は、豊中市下水道担当課の閲覧資料にも記載がなかった事実であるため、学園が契約前の設計段階でそれを確認できなかったことも事情やむを得ないと認められる。

学園は、事実確認後、流入雨水の処理について改めて豊中市と調整の上、設計変更に着手したが、校舎建設予定箇所のライフラインの設計変更を行う必要があることに加えて、豊中市が工事を施工する箇所との取り分け作業なども必要となったため、工事が着手できる状況まで相当な日数を要することとなった。

この設計変更の事情に加えて、建築資材（鋼材）の調達環境も変化している状況にあり、学園は、当初予定の工事スケジュール遂行が困難であるとして、来年度に入学を希望する生徒の進路決定に影響を与えないよう開校を延期する判断を行ったもので、これは学校法人の姿勢として適切な対応であると考えられる。

開校時期は生徒の進路決定に関わる重要な内容であり、無理なスケジュールで進めた結果、開校できなくなるという事態は避ける必要がある。また、豊中市の雨水流入が事前に発見できなかったことも事情やむを得ないものと判断できることから、指定期日の延長を認めることとする。

処理については、別案１の承認書を交付し、別案２により国有財産有償貸付合意書（定期借地契約書）の一部変更契約を取り交わすこととする。

なお、本件契約は公正証書の取り交わしを行っているが、契約の根本的な内容変更ではないことから、公正証書の変更は特に必要ではない旨を当局統括法務監査官（所属法曹有資格者）に確認済である。

6．関係機関の反応

（１）本財産を所管する大阪航空局からは、指定期日延長に関して特段の異論はない旨を確認済。

（２）小学校新設の認可権限を有する大阪府には、学園が開校の１年延期を報告して了解を得ており、大阪府は平成27年12月24日開催の大阪府私立学校審議会において、開校１年延期の旨を報告している。

以　上

案

近財統－１第　　号
平成　　年　　月　　日

学校法人　森友学園
理事長　　籠 池 康 博　　殿

近畿財務局長　　武 内 良 樹

指定期日の変更について

平成 28 年２月 18 日付文書「指定期日の変更願いについて」により申し出のあった下記財産に係る標記のことについては、別添「国有財産有償貸付合意書の一部変更合意書」を取り交わすことを条件に承認いたします。

ついては、別添「国有財産有償貸付合意書の一部変更合意書」に記名押印願います。

記

１．財産の明細

所　在　地　　豊中市野田町 1501 番

区分・数量　　土地　8,770.43 ㎡

２．変更内容

平成 27 年 5 月 29 日付ＥＷ第 38 号国有財産有償貸付合意書第 12 条に定める指定期日を平成 28 年 3 月 31 日から平成 29 年 3 月 31 日に変更する。

案

EW第188号

国有財産有償貸付合意書の一部変更合意書

貸付人 国（以下「甲」という。）と借受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、両者の間で取り交わした平成27年5月29日付ＥＷ第38号国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」という。）について、下記のとおり一部を変更する合意書を取り交わす。

記

第1条　合意書第12条に定める指定期日を平成28年３月31日から平成29年３月31日に変更する。

第2条　前条の指定期日の変更によっても、合意書に定めるその他の条項及び甲乙間で作成したその他書面（公正証書及び売買予約契約書）の指定期日以外の条項につき変更がないことを、甲と乙は確認する。

第3条　本合意書の効力は、平成　　年　　月　　日（合意日）から生じるものとする。

上記の合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成　　年　　月　　日

貸付人　国
契約担当官　近畿財務局長　　印

借受人　住所　大阪市淀川区塚本一丁目６番２５号
氏名　学校法人　森友学園　　理事長　　印

近畿
財務局接受
28. 2. 18
統-1第1103号
その他171

統括官	上　席	管理官
池田	三	

平成28年2月18日

近畿財務局長　　殿

大阪市淀川区塚本一丁目６番２５号
学校法人　森友学園
理事長[redacted]

指定期日の変更願いについて

平成27年5月29日付ＥＷ第38号国有財産有償貸付合意書により小学校敷地として国から貸付けを受けた下記１の土地につきまして、別添変更理由書のとおり平成28年3月31日までの校舎等建設工事の完了及び大阪府知事から学校設置の認可を得ることが困難となりましたので、合意書第12条に定める指定期日を平成29年3月31日に変更願います。

記

１．対象物件
　所　在　地　　豊中市野田町1501番
　区分・数量　　土地　8,770.43㎡

２．変更する指定期日
　合意書第12条に定める指定期日を平成28年3月31日から
　平成29年3月31日に変更する。

変更理由書

本件小学校新設計画につきましては、平成28年3月の校舎等施設完成及び大阪府認可に向けて努力してきましたが、以下の理由により平成28年3月の校舎等施設完成が困難となりました。

また、大阪府知事の認可は校舎等施設の完成後に得られることとなるため、校舎の完成まで大阪府知事の認可を得ることはできないものです。

〈 理 由 〉

1月の国有地審議会後、賃借料の見積もり合わせに時間がかかり5月にやっと土地賃借契約したが、そののち、校舎敷地の土壌改良・ガレキ撤去にかかる業者選定の時間と工期（平成27年8・9・10月末）が3か月かかる事情から、当初予定の工期が延長する見込みとなりました。

これらのことから、当初スケジュール通りの建設計画が困難となり平成28年3月に校舎等施設が完成できない可能性が出てきたことから、来年4月に入学する生徒の進路決定に影響を与えないように開校の1年間延期を判断するものです。

なお、小学校設置認可の担当である大阪府私学大学課には、開校の1年延長について説明し、理解を得ております。

(仮称)M学園小学校 新築工事

2015.10

設計計画工程表

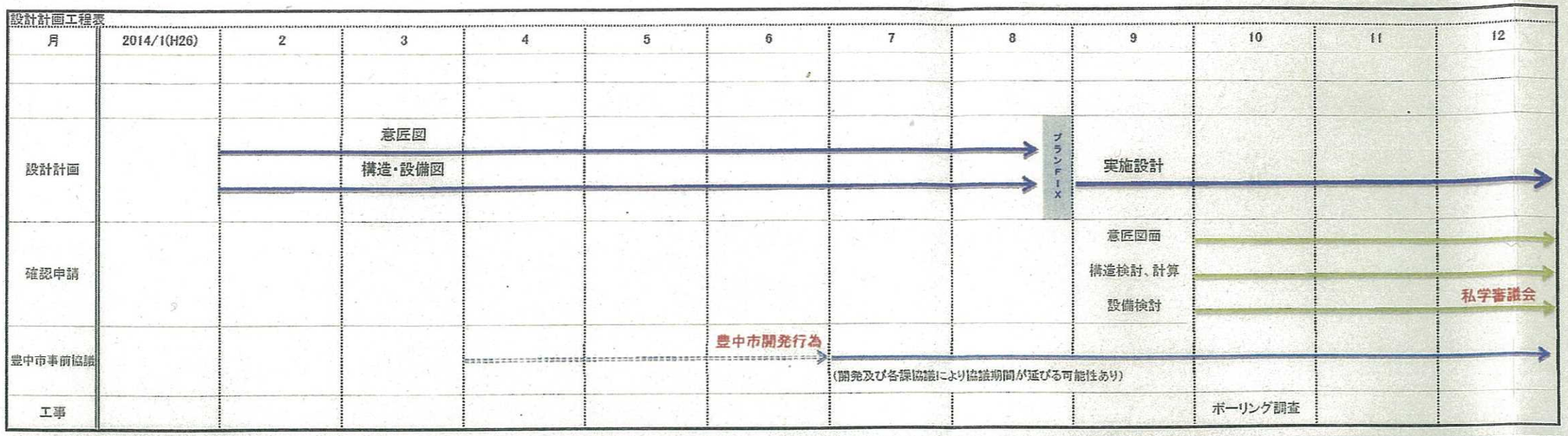

設計計画工程表

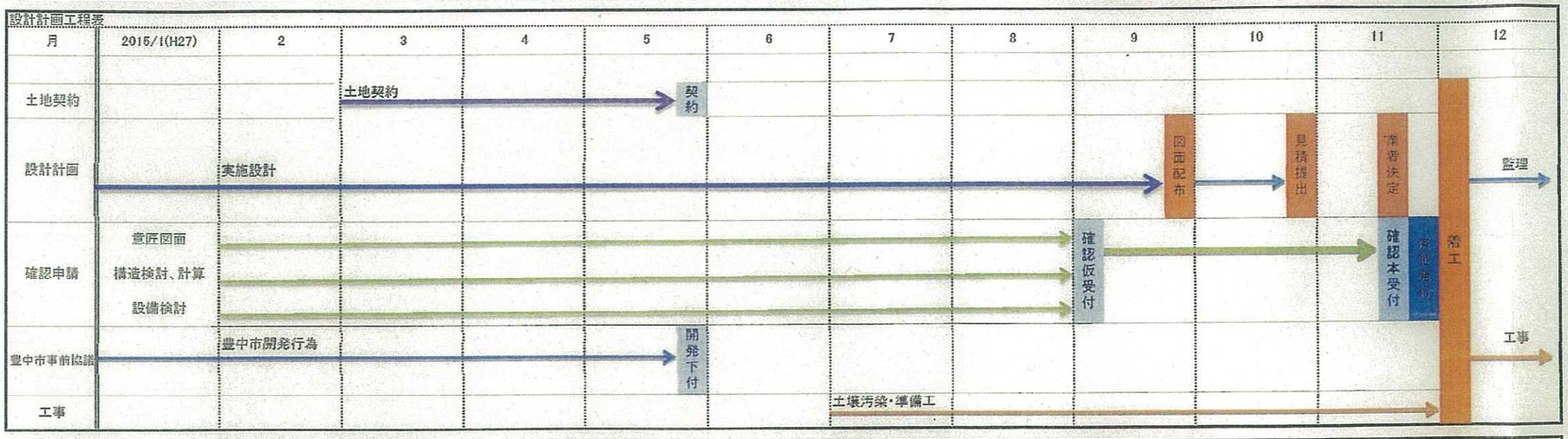

設計計画工程表

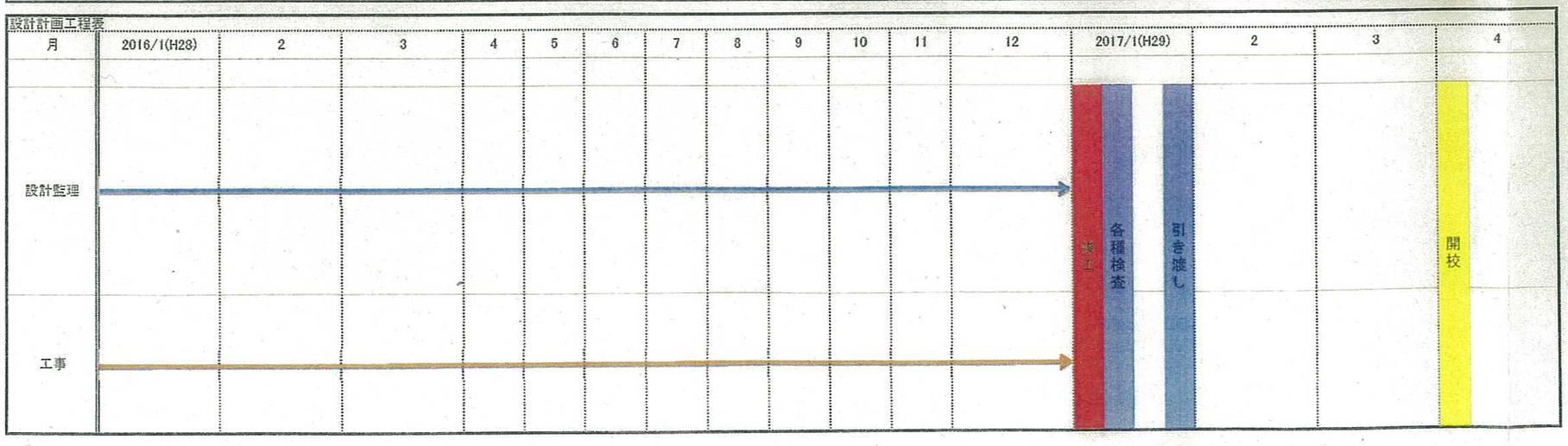

※このエ程表は予定であり、大きなプラン変更、諸官庁の指導、そのた不測の事態により大きな変更が生じた場合はこの限りではありません。
※このエ程表は予定であり、実際には施工業者から提出の上調整します。
※このエ程表は全てがｽﾑｰｽﾞに進んだ場合であり、現法規による申請期間の場合(民間の申請機関では現在のエ程による日数でいける可能性はあります)この限りではありません。

[redacted]

ＥＷ第３８号
平成２７年５月２９日

国有財産有償貸付合意書

別紙様式第１号（定期借地、用途指定、分割納付（新規用））

[redacted]

国有財産有償貸付合意書

貸付人 国（以下「甲」という。）と借受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、国有財産について借地借家法（平成３年法律第90号。以下「法」という。）第23条第２項の規定に基づく事業用定期借地権の設定を目的として、次の条項を内容とする借地契約を平成27年6月8日までに公正証書により締結する。

なお、本件借地権は事業用定期借地権とする。

（貸付財産）

第１条　貸付財産は、次のとおり。

所在地	区分	数量（㎡）	備考
豊中市野田町1501番	土地	8,770.43	

（貸付期間）

第２条　貸付期間は、平成27年6月8日から平成37年6月7日までの10年間とする。

（本契約の目的）

第３条　本契約は、甲が乙に対して、貸付財産に法第23条第２項に基づく事業用定期借地権（以下「本件借地権」という。）を設定することを目的とする。

２　本件借地権は、契約の更新（更新請求及び土地の使用継続によるものも含む）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、乙は貸付財産上の建物の買取を甲に請求することができない。

３　本件契約は、法第３条から第８条、並びに法第13条及び法第18条、民法第619条の適用はない。

（買受けの特約）

第４条　乙は、第２条で定める貸付期間の満了前に、本契約を終了し、貸付財産を甲から買受けることができるものとする。

２　前項の買受けについての詳細は、別途国有財産売買予約契約書により定めるものとする。

３　乙が、第１項に基づき貸付財産を甲から買受ける場合には、乙は第20条第１項で定める貸付財産上の建物その他工作物の除去は必要としない。

（土壌汚染及び地下埋設物）

第５条　乙は、平成26年11月7日及び平成26年12月17日に甲が引き渡した「大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）土地履歴等調査報告書　平成21年8月」、「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（0A301）平成22年1月」、「大阪国際空港場外用地（0A301）土壌汚染概況調査業務報告書　平成23

年11月」、「平成23年度大阪国際空港場外用地（0A301）土壌汚染深度方向調査業務報告書　平成24年2月」（以下「本件報告書等」という。）に記載の地下埋設物の存在及び土壌汚染の存在等を了承するものとする。

2　乙は、前項の内容に加えて、貸付財産のうち一部 471.875 ㎡が、豊中市より土壌汚染対策法第11条第1項で定める形質変更時要届出区域に指定されていることを了承するものとする。

3　乙は、前2項を了承した上で本契約を締結するものとし、本件報告書等に記載のある汚染物質、地下埋設物等の存在及び形質変更時要届出区域の指定を理由として、瑕疵担保責任に基づく本契約解除及び損害賠償請求並びに貸付料の減免請求等を行わないことを、甲に対して約する。

（土壌汚染除去等費用）

第6条　乙が、前条第1項記載の土壌汚染、地下埋設物の除去を行い、それによって貸付財産の価格が増大した場合の除去費用は有益費とする。

2　前項の有益費は、本契約終了の時に、貸付財産価格の増加が現存する場合に限り、乙が支出した費用のうち甲の基準による検証を踏まえて乙と合意した額又は貸付財産価格の増加額のいずれかを甲が選択のうえ、乙に対して返還する。

3　甲は、前項の規定にかかわらず、甲が返還すべき有益費の金額算定につき、本契約終了前においても、貸付財産価格増加の現存額算定の基準時期を指定したうえで、前項と同様の方法により甲が乙に返還すべき有益費の額を定めることができる。但し、同金員の返還時期及び返還方法は、甲が指定し、同金員に対しては、返還時期までの利息及び遅延損害金は付さないこととする。

4　前2項における貸付財産価格の増加額は、甲の基準による鑑定評価方法によって定めることに乙は同意する。

5　第2項の返還時期につき、相当の期限を付する必要が生じた場合には、甲及び乙が協議したうえで、相当な期限を付した返還時期を定めることができる。

6　第1項の有益費に関して、甲は、乙に対し、乙が、現に行い又は行おうとする土壌汚染又は地下埋設物除去工事に関する一切の必要資料の提出を求め、その他必要な調査を行うことができる。

（契約保証金）

第7条　乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金27,300,000円を甲に納付しなければならない。

2　前項の契約保証金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3　第1項の契約保証金には利息を付さない。

4　甲は、乙が、本契約終了後、第20条に定める義務その他本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。

5　甲は、乙が、本契約終了後、第20条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を第18条第1項に定める違約金として国庫に帰属させることができる。

6　前項の規定により国庫に帰属する金員は、第20条第3項に定める原状回復に要する費

用の一部に充てるものと解釈しない。

7　本契約が解除され、又は終了した場合において、乙が第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を支払うべき義務があるときは、第４項の規定にかかわらず、甲はその違約金等と第１項に定める契約保証金の全部又は一部と相殺することができる。

8　乙は、甲の書面による承諾を得ないで、第４項の保証金返還請求権を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

（貸付料）

第８条　貸付料は、平成27年6月8日から平成30年6月7日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次	期間	貸付料年額	備考
第１年次	自平成27年6月8日至平成28年6月7日	27,300,000円	
第２年次	自平成28年6月8日至平成29年6月7日	27,300,000円	
第３年次	自平成29年6月8日至平成30年6月7日	27,300,000円	

2　前項に規定する期間が満了した後の期間に係る貸付料については甲の定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料年額によるものとし、その金額については、甲から通知する。なお、その適用期間は３年間とする。

3　前項に規定する甲の定める貸付料算定基準は、財務省通達「平成13年3月30日付財理第1308号　普通財産貸付事務処理要領」に基づくものとするが、同通達記載内容に変更が生じた場合には、貸付料算定時の国有財産関連通達に基づき算定するものとする。

4　第２項に規定する適用期間が満了した後の貸付料及び適用期間については、第２項の規定を準用する。

（貸付料の納付）

第９条　乙は、前条第１項に定める貸付料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入告知書により納付しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第一年次	第１回	2,275,000円	納入告知書の指定期日	
	第２回	2,275,000円	平成27年7月20日	
	第３回	2,275,000円	平成27年8月20日	
	第４回	2,275,000円	平成27年9月20日	
	第５回	2,275,000円	平成27年10月20日	
	第６回	2,275,000円	平成27年11月20日	
	第７回	2,275,000円	平成27年12月20日	
	第８回	2,275,000円	平成28年1月20日	
	第９回	2,275,000円	平成28年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成28年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成28年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成28年5月20日	

	計	27,300,000円		
第二年次	第1回	2,275,000円	平成28年6月20日	
	第2回	2,275,000円	平成28年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成28年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成28年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成28年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成28年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成28年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成29年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成29年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成29年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成29年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成29年5月20日	
	計	27,300,000円		
第三年次	第1回	2,275,000円	平成29年6月20日	
	第2回	2,275,000円	平成29年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成29年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成29年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成29年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成29年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成29年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成30年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成30年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成30年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成30年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成30年5月20日	
	計	27,300,000円		

2　前項の規定は、前条第２項（同条第４項の規定により準用する場合を含む。）の規定により更新した貸付料の納付方法に準用する。

（貸付料の改定）

第10条　甲は、貸付財産の価格が上昇し貸付料が不相当になったとき等、法第11条第１項本文の規定に該当することとなったときは、第８条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

（指定用途）

第11条　乙は、貸付財産を貸付申請書に記載又は添付した使用目的、利用計画（建物及び工作物の配置計画を含む。）及び事業計画のとおりの用途に自ら使用し、甲の承認を得な

いで変更してはならない。

（指定期日）

第12条　乙は、平成28年3月31日までに工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得たうえで、直ちに前条に定める用途に供さなければならない。

（貸付料の延滞金）

第13条　乙は、甲が定める納付期限までに、第9条に基づく貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、第24条に基づき算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

（充当の順序等）

第14条　乙が、貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

2　本契約が解除され、又は終了した場合において、第7条第7項及び第22条第3項の規定により契約保証金及び未経過期間に係る貸付料を第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭債務と相殺するときは、甲は、先ず未経過期間に係る貸付料から相殺し、なお当該金銭債務に残余があるときは、契約保証金と相殺することができる。

（使用上の制限）

第15条　乙は、貸付財産について第11条に規定する使用目的、利用計画及び事業計画の変更をしようとする場合には、事前に変更する理由及び変更後の使用目的等を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2　前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

3　乙は、貸付財産及び当該財産上に所在する建物その他工作物について、増改築等による現状の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前に増改築等をしようとする理由及び当該増改築等の計画を記載した書面を甲に通知しなければならない。

（財産保全義務）

第16条　乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付財産の維持保全に努めなければならない。

2　乙は、貸付財産が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

（実地調査等）

第17条　甲は本契約に基づく債権の保全上必要があると認めるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿、書類その他の財産を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2　甲は、乙の第11条、第12条、又は第15条に規定する用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。

3　乙は、本契約締結の日から第２条に定める貸付期間満了の日まで毎年４月30日に、また甲が必要と認めるときは貸付財産について権利の設定又は当該財産上に所在する建物その他工作物の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて貸付財産の利用状況等を甲に報告しなければならない。

4　乙は、正当な理由なく、第１項及び第２項に定める質問、調査、実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は第１項及び前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第18条　乙は、第８条第１項に定める期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わねばならない。

(1)　第12条、第15条第１項又は前条に定める義務に違反した場合　金27,300,000円

(2)　第11条に定める義務に違反した場合　金81,900,000円

(3)　第20条第１項に定める義務に違反した場合　金27,300,000円

2　乙は、第８条第１項に定める期間を経過した後において前項に定める義務に違反した場合の違約金（前項第３号を除く。）は、第８条第２項又は第４項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。

3　前２項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4　乙が第１項又は第２項に定める違約金を支払う義務を負う場合に、甲が第７条第７項又は第22条第３項の規定により当該違約金の一部を契約保証金等と相殺したときは、第１項又は第２項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

（契約の解除）

第19条　甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2　甲は、乙が第12条に定める期日までに、工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得ることができず、第11条に定める用途に供することができないときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

3　甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、第１項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6)　貸付物件を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に使用したとき

4　甲は、前２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

5　乙は、甲が第３項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

6　乙は、第２条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除することができる。

7　乙は甲に対して、前項に定める契約の解除を行おうとする日の１年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡し等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

（原状回復）

第 20 条　乙は、第２条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに、自己の責任と負担において、貸付財産上の建物その他工作物を除去し、貸付財産を原状に回復して、甲に更地で返還しなければならない。

2　乙は甲に対し、第２条に定める貸付期間が満了する日の１年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡しの日程等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

3　乙が第１項に定める義務に違反した場合には、甲は原状回復に要する費用を乙に請求するものとする。

4　前項に定める金員は、第 23 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

5　本契約は、法第 23 条第２項の規定に基づくものであり、法第 13 条の規定にかかわらず、第２条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときに、乙は甲に対し、貸付財産上に乙が建築した建物その他一切の工作物、造作等を買い取るべきことを請求することはできない。

（貸付料滞納時の強制執行）

第 21 条　乙は本契約に定める金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨、異議なく承諾する。

（貸付料の清算）

第22条　甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

2　前項及び次項の規定により返還する未経過期間に係る貸付料には利息を付さないものとする。

3　甲は、本契約の解除により、乙が第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第1項の規定にかかわらず、返還する未経過期間にかかる貸付料の全部又は一部と相殺することができる。

（損害賠償）

第23条　乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2　乙が前項の規定により損害賠償義務を負う場合に、甲が第7条第7項又は前条第3項の規定により当該損害賠償額の一部を契約保証金等と相殺したときは、前項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

（延滞金の算定）

第24条　契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭の延滞金については、次の式により算定するものとする。

算定式	元本金額×5%【延滞金利率】×（延滞金起算日から納付の日までの日数÷365）

（本契約にかかる日割計算）

第25条　甲及び乙が本契約に基づき支払うべき金銭の額について日割計算を要するときは、前条に基づき算定する場合を除き、閏年を含む期間についても、年365日当たりの割合とする。

（信義誠実等の義務・疑義の決定）

第26条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2　乙は、貸付財産が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3　本契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

（公正証書の作成費用）

第27条　公正証書を作成する費用は、乙の負担とする。

（事前使用の禁止）

第28条　この貸付合意書締結後、公正証書を作成するまでの間、乙は甲の許可を得ずに貸付財産の使用をしてはならない。

（裁判管轄）

第29条　本契約に関する訴えの管轄は、近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。

（地盤調査結果に関する特約）

第30条　甲及び乙は、第8条の貸付料が、平成27年4月2日に乙が甲に提出した「（仮称）M学園小学校新築工事地盤調査報告書」記載の調査結果及び本書作成時点における貸付財産の地盤の現況を考慮した貸付料であることを確認する。

2　乙は、貸付財産の地耐力その他地盤状況を理由として、瑕疵担保責任に基づく契約解除、損害賠償、貸付料の減免、その他如何なる名目においても甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

3　乙が貸付財産に関して、地盤の整備、改良等の工事を実施した場合でも、乙は、同工事費用その他費用につき、民法第608条に基づく費用の償還、その他如何なる名目においても、甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

（その他有益費等の放棄）

第31条　乙は、本契約において甲が乙に対して支払うことを約するものを除き、貸付財産に関して乙が支出した必要費及び有益費等につき、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

（本契約の効力）

第32条　本契約は、平成27年6月8日までに、事業用定期借地権の設定を目的とする本契約と内容において同一の公正証書が作成されることを停止条件として効力を生じる。

平成２７年５月29日

貸付人　国
　　契約担当官　近畿財務局長　　冨永哲夫　　印

借受人　住所　大阪市淀川区塚本一丁目６番２５号
　　氏名　学校法人　森友学園　　理事[redacted]

近畿
財務局接受
28. 2. 18
統-1第1102号

統括官	上　席	管理官
池田		

平成28年2月18日

近畿財務局長　殿
大阪航空局長　殿

大阪市淀川区塚本一丁目６番２５号
学校法人　森友学園
理事長[redacted]

有益費に関する資料の提出について

平成27年5月29日付ＥＷ第38号国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」という。）により小学校敷地として国から貸付けを受けた下記１の土地について、合意書第６条第１項に定める土壌汚染及び地下埋設物の除去措置を了しましたので、合意書第６条第６項に基づく資料を提出します。

合意書第６条第２項により国が返還する有益費の金額について検討願います。

記

１．対象物件
　所　在　地　　豊中市野田町1501番
　区分・数量　　土地　8,770.43㎡

２．支出した費用　¥131,760,000　円　（別添領収証書合計額）

領　収　証

№ 05192

学校法人 森友学園　理事長　籠池康博 殿

¥28,620,000※

収入印紙 日本政府 6.00[redacted]

但し（仮称）森友学園小学校新築工事に伴う敷地南側地中障害撤去工事完了時金

上記の金額正に領収致しました

平成 27 年 12 月 1 日

[redacted]

扱者

[redacted]

領　収　証

№ 05189

学校法人 森友学園　理事長　籠池康博 殿

¥50,000,000※

収入印紙 日本政府 10,0[redacted]

但し（仮称）森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事完了時金

上記の金額正に領収致しました

平成 27 年 11 月 25 日

[redacted]

扱者

[redacted]

領　収　証

№ 05190

学校法人 森友学園　理事長　籠池康博 殿

¥19,120,000※

収入印紙 日本政府 4,0[redacted]

但し（仮称）森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事完了時金

上記の金額正に領収致しました

平成 27 年 11 月 25 日

[redacted]

扱者

[redacted]

領　収　証

№ 05158

学校法人 森友学園　理事長　籠池康博 殿

¥30,000,000※

収入印紙 日本政府 6.0[redacted]

但し（仮称）森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 着手時金 [redacted]

上記の金額正に領収致しました

平成 27 年 7 月 31 日

[redacted]

扱者 [redacted]

領　収　証

№ 05159

学校法人 森友学園　理事長　籠池康博 殿

¥4,020,000※

収入印紙 日本政府 1.00[redacted]

但し（仮称）森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 着手時金 [redacted]

上記の金額正に領収致しました

平成 27 年 7 月 31 日

[redacted]

扱者 [redacted]

調　　書

1．概要

大阪航空局から処分依頼を受けた豊中市所在の下記２.記載財産については、学校法人森友学園（以下「学園」と言う。）と８年後の売却を前提に、小学校用地として定期借地契約を締結している。

本財産には契約前から土壌汚染及びコンクリートガラ等の地下埋設物の存在が判明しており、学園が除去措置を行った場合、措置費用のうち国が適正と認めた額を有益費として学園に返還することを契約書に明記した上で契約を行っている。

今般、学園から、土壌汚染及び地下埋設物の除去工事及び工事費の支払いを了したとして関係資料の提出を受けたことから、予算措置及び支払いを行う大阪航空局に金額の妥当性等について意見を伺うもの。

2．対象財産

所　在　地：豊中市野田町 1501 番
区 分・数 量：土地・8,770.43 ㎡　（台帳価格　763,027,410 円）
沿　　革：昭和 53 年 11 月 15 日売買により取得
会　計　名：自動車安全特別会計（空港整備勘定）

3．契約内容

相　手　方:学校法人森友学園
契　約　日:平成 27 年 5 月 29 日合意書締結
（平成 27 年 6 月 8 日に合意書内容を公正証書により取り交わし
定期借地契約が成立）
貸 付 期 間:平成 27 年 6 月 8 日～平成 37 年 6 月 7 日
指 定 用 途:小学校敷地
指 定 期 日:平成 28 年 3 月 31 日

4．国が有益費を支払う理由

本件定期借地契約の処理方針を策定する際に「貸付契約を締結した後に学園が本地の土壌汚染及び地下埋設物除去を行った場合の費用負担等の問題」について、当局統括法務監査官（所属法曹有資格者）に確認したところ、「貸付相手方が実施する土壌汚染除去等の措置は、貸付財産の価値を向上させることから民法第 608 条第 2 項に定める有益費（※）に該当する可能性があるため、貸し手において費用負担を一切行わないと整理することは法律的に問題がある。」との見解を得た。

そのため、学園に事前説明済みの土壌汚染及び地下埋設物に関する損害賠償請求や貸付料減免要求には応じないとする一方で、学園が除去等の措置を行った場合には、これを有益費と取扱い、国の基準により検証した結果、適正とされた額を支払うものとし、支払時期、方法は国が指定する旨の特約条項を定期借地契約に設けて対応するものとした。

有益費の金額検証は大阪航空局が行うことで事前調整を了しており、別案文書により金額検証を含めた有益費の取扱いについて大阪航空局の意見を求めるものである。

なお、大阪航空局は平成28年度当初に有益費に関する予算が措置できる見込みとしている。

※民法第608条第2項

「賃借人が賃借物について有益費を支出したときは、賃貸人は、賃貸借の終了の時に、第196条第2項の規定に従い、その償還をしなければならない。ただし、裁判所は、賃貸人の請求により、その償還について相当の期限を許可することができる。」

民法第196条第2項

「占有者が占有物の改良のために支出した金額その他の有益費については、その価格の増加が現存する場合に限り、回復者の選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還させることができる。ただし、悪意の占有者に対しては、裁判所は、回復者の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。

以　上

近財統－１第２１０号
平成２８年２月２５日

大阪航空局長　様

近畿財務局長　武内良樹

有益費支払いに関する意見について（照会）

平成25年4月30日付阪空補第590号により貴局から処分依頼を受けて、学校法人森友学園（以下「学園」という。）に定期借地による貸付けを行った下記の財産については、平成27年5月29日付ＥＷ第38号国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」という。）第６条第１項に定める土壌汚染及び地下埋設物の除去工事を行い、131,760,000円の工事費用を支払ったとして学園から関係資料の提出がなされました。

つきましては、合意書第６条第２項に基づき国が学園に返還する有益費に関して貴局の意見を照会します。

記

所在地　豊中市野田町1501番
区　分　土　地
数　量　8,770.43㎡
契約日　平成27年5月29日（合意書締結日）

担当
近畿財務局管財部統括国有財産管理官（１）
業務１班　三好、清水
Tel：06-6949-6386

別紙様式第13号（本局用）

近畿財務局決裁文書（甲）

行政文書ファイル名	平成27年度普通財産の管理処分 全般 処理方針（特別会計）	保存期間 5年	保存期間満了日 2020年度末

情報の格付け	機密性（3・②・1）情報						文書記号番号	近財統－1第 210 号	
取扱制限									
照合	月 日	標識欄	至急 その他（ ）	発送種別	普通 速達 書留 簡易書留 特定記録 親展 使送 電気通信回線（ ） その他（ ）	受領印	文書日付	平成28年2月25日	
発送	月 日					4.28.2.25.	決裁日付	平成28年2月25日	
完結	月 日	注意事項					起案日付	平成 28年 2 月 23 日	

局長	主管部長	主管次長	主管課長 委任	課長補佐（上席官）	係長（管理官）	文書取扱主任	起案者統括官（1） 起案番号 第 210 号
	総務部長	総務部次長	総務課長	課長補佐	文書係長		
合議部課							公印押印済表示 電子署名付与済表示 26.2.25 押印済

受信者 伺（ 大阪航空局長 ）	発信者 （ 近畿財務局長 ）

件名 有益費支払いに関する意見について（照会）	㊀伺 供覧 報告 決定 通達 通知 申請 依頼 照会 回答 進達 承認

平成25年4月30日付阪空補第590号をもって大阪航空局長から処分依頼があり、学校法人森友学園と平成27年5月29日付ＥＷ第38号国有財産有償貸付合意書により定期借地による貸付けを行った下記財産について、貸付相手方から同合意書第6条第1項に定める土壌汚染及び地下埋設物の除去工事を行い、工事費の支払いを了したとして関係資料の提出があったため、同合意書第6条第2項に基づき国が相手方に返還する有益費について別案により大阪航空局に意見を照会してよろしいか。

記

豊中市野田町1501番　（土地・8,770.43㎡）

案

近財統－１第　　号
平成２８年　　月　　日

大阪航空局長　様

近畿財務局長　　武内　良樹　印

有益費支払いに関する意見について（照会）

平成25年4月30日付阪空補第590号により貴局から処分依頼を受けて、学校法人森友学園（以下「学園」という。）に定期借地による貸付けを行った下記の財産については、平成27年5月29日付ＥＷ第38号国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」という。）第６条第１項に定める土壌汚染及び地下埋設物の除去工事を行い、131,760,000円の工事費用を支払ったとして学園から関係資料の提出がなされました。

つきましては、合意書第６条第２項に基づき国が学園に返還する有益費に関して貴局の意見を照会します。

記

所在地　　豊中市野田町1501番
区　分　　土　地
数　量　　8,770.43㎡
契約日　　平成27年5月29日（合意書締結日）

担当
近畿財務局管財部統括国有財産管理官（１）
業務１班　三好、清水
Tel：06-6949-6386

調　書

1．概要

大阪航空局から処分依頼を受けた豊中市所在の下記２.記載財産については、学校法人森友学園（以下「学園」と言う。）と８年後の売却を前提に、小学校用地として定期借地契約を締結している。

本財産には契約前から土壌汚染及びコンクリートガラ等の地下埋設物の存在が判明しており、学園が除去措置を行った場合、措置費用のうち国が適正と認めた額を有益費として学園に返還することを契約書に明記した上で契約を行っている。

今般、学園から、土壌汚染及び地下埋設物の除去工事及び工事費の支払いを了したとして関係資料の提出を受けたことから、予算措置及び支払いを行う大阪航空局に金額の妥当性等について意見を伺うもの。

2．対象財産

所　在　地：豊中市野田町 1501 番
区 分・数 量：土地・8,770.43 ㎡　（台帳価格　763,027,410 円）
沿　　革：昭和 53 年 11 月 15 日売買により取得
会　計　名：自動車安全特別会計（空港整備勘定）

3．契約内容

相　手　方:学校法人森友学園
契　約　日:平成 27 年 5 月 29 日合意書締結
（平成 27 年 6 月 8 日に合意書内容を公正証書により取り交わし
定期借地契約が成立）
貸 付 期 間:平成 27 年 6 月 8 日～平成 37 年 6 月 7 日
指 定 用 途:小学校敷地
指 定 期 日:平成 28 年 3 月 31 日

4．国が有益費を支払う理由

本件定期借地契約の処理方針を策定する際に「貸付契約を締結した後に学園が本地の土壌汚染及び地下埋設物除去を行った場合の費用負担等の問題」について、当局統括法務監査官（所属法曹有資格者）に確認したところ、「貸付相手方が実施する土壌汚染除去等の措置は、貸付財産の価値を向上させることから民法第 608 条第 2 項に定める有益費（※）に該当する可能性があるため、貸し手において費用負担を一切行わないと整理することは法律的に問題がある。」との見解を得た。

そのため、学園に事前説明済みの土壌汚染及び地下埋設物に関する損害賠償請求や貸付料減免要求には応じないとする一方で、学園が除去等の措置を行った場合には、これを有益費と取扱い、国の基準により検証した結果、適正とされた額を支払うものとし、支払時期、方法は国が指定する旨の特約条項を定期借地契約に設けて対応するものとした。

有益費の金額検証は大阪航空局が行うことで事前調整を了しており、別案文書により金額検証を含めた有益費の取扱いについて大阪航空局の意見を求めるものである。

なお、大阪航空局は平成28年度当初に有益費に関する予算が措置できる見込みとしている。

※民法第608条第2項

「賃借人が賃借物について有益費を支出したときは、賃貸人は、賃貸借の終了の時に、第196条第2項の規定に従い、その償還をしなければならない。ただし、裁判所は、賃貸人の請求により、その償還について相当の期限を許可することができる。」

民法第196条第2項

「占有者が占有物の改良のために支出した金額その他の有益費については、その価格の増加が現存する場合に限り、回復者の選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還させることができる。ただし、悪意の占有者に対しては、裁判所は、回復者の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。

以　上

近畿
財務局接受
28. 2. 18
統-1第1102号

統括官	上　席	管理官
池田		

平成28年2月18日

近畿財務局長　殿
大阪航空局長　殿

大阪市淀川区塚本一丁目６番２５号[redacted]
学校法人　森友学園
理事長[redacted]

有益費に関する資料の提出について

平成27年5月29日付ＥＷ第38号国有財産有償貸付合意書（以下「合意書」という。）により小学校敷地として国から貸付けを受けた下記１の土地について、合意書第６条第１項に定める土壌汚染及び地下埋設物の除去措置を了しましたので、合意書第６条第６項に基づく資料を提出します。

合意書第６条第２項により国が返還する有益費の金額について検討願います。

記

１．対象物件
　所　在　地　　豊中市野田町1501番
　区分・数量　　土地　8,770.43㎡

２．支出した費用　¥131,760,000　円　（別添領収証書合計額）

領　収　証

№ 05192

学校法人 森友学園　理事長　籠池康博 殿

収入印紙
日本政府
6.00[redacted]

¥28,620,000※

但し（仮称）森友学園小学校新築工事に伴う敷地南側地中障害撤去工事完了時金

上記の金額正に領収致しました

平成 27 年 12 月 1 日

[redacted]

扱者
[redacted]

領　収　証

№ 05189

学校法人 森友学園　理事長　籠池康博 殿

¥50,000,000※

収入印紙 日本政府 10,0[redacted]

但し（仮称）森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事完了時金

上記の金額正に領収致しました

平成 27 年 11 月 25 日

[redacted]

扱者

[redacted]

領　収　証

№ 05190

学校法人 森友学園　理事長　籠池康博 殿

¥19,120,000※

収入印紙 日本政府 4,0[redacted]

但し（仮称）森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事完了時金

上記の金額正に領収致しました

平成 27 年 11 月 25 日

[redacted]

扱者

[redacted]

領　収　証

№ 05158

学校法人 森友学園　理事長　籠池康博 殿

¥30,000,000※

収入印紙 日本政府 6.0[redacted]

但し（仮称）森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 着手時金 [redacted]

上記の金額正に領収致しました

平成 27 年 7 月 31 日

[redacted]

扱者

[redacted]

領　収　証

№ 05159

学校法人 森友学園　理事長　籠池康博 殿

¥4,020,000※

収入印紙 日本政府 1.00[redacted]

但し（仮称）森友学園小学校新築工事に伴う土壌改良他工事 着手時金 [redacted]

上記の金額正に領収致しました

平成 27 年 7 月 31 日

[redacted]

扱者

[redacted]

ＥＷ第３８号
平成２７年５月29日

国有財産有償貸付合意書

別紙様式第１号（定期借地、用途指定、分割納付（新規用））

[redacted]

国有財産有償貸付合意書

貸付人 国（以下「甲」という。）と借受人 学校法人森友学園（以下「乙」という。）とは、国有財産について借地借家法（平成３年法律第90号。以下「法」という。）第23条第２項の規定に基づく事業用定期借地権の設定を目的として、次の条項を内容とする借地契約を平成27年6月8日までに公正証書により締結する。

なお、本件借地権は事業用定期借地権とする。

（貸付財産）

第１条　貸付財産は、次のとおり。

所在地	区分	数量（㎡）	備考
豊中市野田町1501番	土地	8,770.43	

（貸付期間）

第２条　貸付期間は、平成27年6月8日から平成37年6月7日までの10年間とする。

（本契約の目的）

第３条　本契約は、甲が乙に対して、貸付財産に法第23条第２項に基づく事業用定期借地権（以下「本件借地権」という。）を設定することを目的とする。

２　本件借地権は、契約の更新（更新請求及び土地の使用継続によるものも含む）及び建物の築造による存続期間の延長がなく、乙は貸付財産上の建物の買取を甲に請求することができない。

３　本件契約は、法第３条から第８条、並びに法第13条及び法第18条、民法第619条の適用はない。

（買受けの特約）

第４条　乙は、第２条で定める貸付期間の満了前に、本契約を終了し、貸付財産を甲から買受けることができるものとする。

２　前項の買受けについての詳細は、別途国有財産売買予約契約書により定めるものとする。

３　乙が、第１項に基づき貸付財産を甲から買受ける場合には、乙は第20条第１項で定める貸付財産上の建物その他工作物の除去は必要としない。

（土壌汚染及び地下埋設物）

第５条　乙は、平成26年11月7日及び平成26年12月17日に甲が引き渡した「大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）土地履歴等調査報告書　平成21年8月」、「平成21年度大阪国際空港豊中市場外用地（野田地区）地下構造物状況調査業務報告書（0A301）平成22年1月」、「大阪国際空港場外用地（0A301）土壌汚染概況調査業務報告書　平成23

年11月」、「平成23年度大阪国際空港場外用地（0A301）土壌汚染深度方向調査業務報告書　平成24年2月」（以下「本件報告書等」という。）に記載の地下埋設物の存在及び土壌汚染の存在等を了承するものとする。

2　乙は、前項の内容に加えて、貸付財産のうち一部 471.875 ㎡が、豊中市より土壌汚染対策法第11条第1項で定める形質変更時要届出区域に指定されていることを了承するものとする。

3　乙は、前2項を了承した上で本契約を締結するものとし、本件報告書等に記載のある汚染物質、地下埋設物等の存在及び形質変更時要届出区域の指定を理由として、瑕疵担保責任に基づく本契約解除及び損害賠償請求並びに貸付料の減免請求等を行わないことを、甲に対して約する。

（土壌汚染除去等費用）

第6条　乙が、前条第1項記載の土壌汚染、地下埋設物の除去を行い、それによって貸付財産の価格が増大した場合の除去費用は有益費とする。

2　前項の有益費は、本契約終了の時に、貸付財産価格の増加が現存する場合に限り、乙が支出した費用のうち甲の基準による検証を踏まえて乙と合意した額又は貸付財産価格の増加額のいずれかを甲が選択のうえ、乙に対して返還する。

3　甲は、前項の規定にかかわらず、甲が返還すべき有益費の金額算定につき、本契約終了前においても、貸付財産価格増加の現存額算定の基準時期を指定したうえで、前項と同様の方法により甲が乙に返還すべき有益費の額を定めることができる。但し、同金員の返還時期及び返還方法は、甲が指定し、同金員に対しては、返還時期までの利息及び遅延損害金は付さないこととする。

4　前2項における貸付財産価格の増加額は、甲の基準による鑑定評価方法によって定めることに乙は同意する。

5　第2項の返還時期につき、相当の期限を付する必要が生じた場合には、甲及び乙が協議したうえで、相当な期限を付した返還時期を定めることができる。

6　第1項の有益費に関して、甲は、乙に対し、乙が、現に行い又は行おうとする土壌汚染又は地下埋設物除去工事に関する一切の必要資料の提出を求め、その他必要な調査を行うことができる。

（契約保証金）

第7条　乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金27,300,000円を甲に納付しなければならない。

2　前項の契約保証金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3　第1項の契約保証金には利息を付さない。

4　甲は、乙が、本契約終了後、第20条に定める義務その他本契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。

5　甲は、乙が、本契約終了後、第20条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を第18条第1項に定める違約金として国庫に帰属させることができる。

6　前項の規定により国庫に帰属する金員は、第20条第3項に定める原状回復に要する費

用の一部に充てるものと解釈しない。

7　本契約が解除され、又は終了した場合において、乙が第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を支払うべき義務があるときは、第４項の規定にかかわらず、甲はその違約金等と第１項に定める契約保証金の全部又は一部と相殺することができる。

8　乙は、甲の書面による承諾を得ないで、第４項の保証金返還請求権を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

（貸付料）

第８条　貸付料は、平成27年6月8日から平成30年6月7日までの期間については、次に掲げるとおりとする。

年次	期間	貸付料年額	備考
第１年次	自平成27年6月8日至平成28年6月7日	27,300,000円	
第２年次	自平成28年6月8日至平成29年6月7日	27,300,000円	
第３年次	自平成29年6月8日至平成30年6月7日	27,300,000円	

2　前項に規定する期間が満了した後の期間に係る貸付料については甲の定める貸付料算定基準に基づき算定した貸付料年額によるものとし、その金額については、甲から通知する。なお、その適用期間は３年間とする。

3　前項に規定する甲の定める貸付料算定基準は、財務省通達「平成13年3月30日付財理第1308号　普通財産貸付事務処理要領」に基づくものとするが、同通達記載内容に変更が生じた場合には、貸付料算定時の国有財産関連通達に基づき算定するものとする。

4　第２項に規定する適用期間が満了した後の貸付料及び適用期間については、第２項の規定を準用する。

（貸付料の納付）

第９条　乙は、前条第１項に定める貸付料を、次に定めるところにより、甲の発行する納入告知書により納付しなければならない。

年次	回数	納付金額	納付期限	備考
第一年次	第１回	2,275,000円	納入告知書の指定期日	
	第２回	2,275,000円	平成27年7月20日	
	第３回	2,275,000円	平成27年8月20日	
	第４回	2,275,000円	平成27年9月20日	
	第５回	2,275,000円	平成27年10月20日	
	第６回	2,275,000円	平成27年11月20日	
	第７回	2,275,000円	平成27年12月20日	
	第８回	2,275,000円	平成28年1月20日	
	第９回	2,275,000円	平成28年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成28年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成28年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成28年5月20日	

	計	27,300,000円		
第二年次	第1回	2,275,000円	平成28年6月20日	
	第2回	2,275,000円	平成28年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成28年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成28年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成28年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成28年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成28年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成29年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成29年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成29年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成29年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成29年5月20日	
	計	27,300,000円		
第三年次	第1回	2,275,000円	平成29年6月20日	
	第2回	2,275,000円	平成29年7月20日	
	第3回	2,275,000円	平成29年8月20日	
	第4回	2,275,000円	平成29年9月20日	
	第5回	2,275,000円	平成29年10月20日	
	第6回	2,275,000円	平成29年11月20日	
	第7回	2,275,000円	平成29年12月20日	
	第8回	2,275,000円	平成30年1月20日	
	第9回	2,275,000円	平成30年2月20日	
	第10回	2,275,000円	平成30年3月20日	
	第11回	2,275,000円	平成30年4月30日	
	第12回	2,275,000円	平成30年5月20日	
	計	27,300,000円		

2　前項の規定は、前条第２項（同条第４項の規定により準用する場合を含む。）の規定により更新した貸付料の納付方法に準用する。

（貸付料の改定）

第10条　甲は、貸付財産の価格が上昇し貸付料が不相当になったとき等、法第11条第１項本文の規定に該当することとなったときは、第８条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

（指定用途）

第11条　乙は、貸付財産を貸付申請書に記載又は添付した使用目的、利用計画（建物及び工作物の配置計画を含む。）及び事業計画のとおりの用途に自ら使用し、甲の承認を得な

いで変更してはならない。

（指定期日）

第12条　乙は、平成28年3月31日までに工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得たうえで、直ちに前条に定める用途に供さなければならない。

（貸付料の延滞金）

第13条　乙は、甲が定める納付期限までに、第9条に基づく貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について、第24条に基づき算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

（充当の順序等）

第14条　乙が、貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

2　本契約が解除され、又は終了した場合において、第7条第7項及び第22条第3項の規定により契約保証金及び未経過期間に係る貸付料を第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭債務と相殺するときは、甲は、先ず未経過期間に係る貸付料から相殺し、なお当該金銭債務に残余があるときは、契約保証金と相殺することができる。

（使用上の制限）

第15条　乙は、貸付財産について第11条に規定する使用目的、利用計画及び事業計画の変更をしようとする場合には、事前に変更する理由及び変更後の使用目的等を書面によって甲に申請し、その承認を受けなければならない。

2　前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

3　乙は、貸付財産及び当該財産上に所在する建物その他工作物について、増改築等による現状の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前に増改築等をしようとする理由及び当該増改築等の計画を記載した書面を甲に通知しなければならない。

（財産保全義務）

第16条　乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付財産の維持保全に努めなければならない。

2　乙は、貸付財産が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

（実地調査等）

第17条　甲は本契約に基づく債権の保全上必要があると認めるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿、書類その他の財産を調査し又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2　甲は、乙の第11条、第12条、又は第15条に規定する用途指定の履行状況を確認するため、甲が必要と認めるときは実地調査又は実地監査を行うことができる。

3　乙は、本契約締結の日から第２条に定める貸付期間満了の日まで毎年４月30日に、また甲が必要と認めるときは貸付財産について権利の設定又は当該財産上に所在する建物その他工作物の所有権の移転等を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて貸付財産の利用状況等を甲に報告しなければならない。

4　乙は、正当な理由なく、第１項及び第２項に定める質問、調査、実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は第１項及び前項に定める報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第18条　乙は、第８条第１項に定める期間中に次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わねばならない。

(1)　第12条、第15条第１項又は前条に定める義務に違反した場合　金27,300,000円

(2)　第11条に定める義務に違反した場合　金81,900,000円

(3)　第20条第１項に定める義務に違反した場合　金27,300,000円

2　乙は、第８条第１項に定める期間を経過した後において前項に定める義務に違反した場合の違約金（前項第３号を除く。）は、第８条第２項又は第４項の期間について甲の定める基準により算定した金額によることに同意する。なお、金額については甲から通知する。

3　前２項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4　乙が第１項又は第２項に定める違約金を支払う義務を負う場合に、甲が第７条第７項又は第22条第３項の規定により当該違約金の一部を契約保証金等と相殺したときは、第１項又は第２項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

（契約の解除）

第19条　甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2　甲は、乙が第12条に定める期日までに、工事を完了し、大阪府知事から学校の設置の認可を得ることができず、第11条に定める用途に供することができないときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

3　甲は、乙が次の各号の一に該当していると認められるときは、第１項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6)　貸付物件を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類する施設の用に使用したとき

4　甲は、前２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

5　乙は、甲が第３項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

6　乙は、第２条に定める貸付期間にかかわらず何時でも本契約を解除することができる。

7　乙は甲に対して、前項に定める契約の解除を行おうとする日の１年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡し等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

（原状回復）

第 20 条　乙は、第２条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに、自己の責任と負担において、貸付財産上の建物その他工作物を除去し、貸付財産を原状に回復して、甲に更地で返還しなければならない。

2　乙は甲に対し、第２条に定める貸付期間が満了する日の１年前までに、建物の取壊し及び建物借受人の明渡しの日程等貸付財産の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

3　乙が第１項に定める義務に違反した場合には、甲は原状回復に要する費用を乙に請求するものとする。

4　前項に定める金員は、第 23 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

5　本契約は、法第 23 条第２項の規定に基づくものであり、法第 13 条の規定にかかわらず、第２条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定により本契約が解除されたときに、乙は甲に対し、貸付財産上に乙が建築した建物その他一切の工作物、造作等を買い取るべきことを請求することはできない。

（貸付料滞納時の強制執行）

第 21 条　乙は本契約に定める金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨、異議なく承諾する。

（貸付料の清算）

第22条　甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

2　前項及び次項の規定により返還する未経過期間に係る貸付料には利息を付さないものとする。

3　甲は、本契約の解除により、乙が第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第1項の規定にかかわらず、返還する未経過期間にかかる貸付料の全部又は一部と相殺することができる。

（損害賠償）

第23条　乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2　乙が前項の規定により損害賠償義務を負う場合に、甲が第7条第7項又は前条第3項の規定により当該損害賠償額の一部を契約保証金等と相殺したときは、前項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

（延滞金の算定）

第24条　契約に基づき乙が甲に支払うべき金銭の延滞金については、次の式により算定するものとする。

算定式	元本金額×5%【延滞金利率】×（延滞金起算日から納付の日までの日数÷365）

（本契約にかかる日割計算）

第25条　甲及び乙が本契約に基づき支払うべき金銭の額について日割計算を要するときは、前条に基づき算定する場合を除き、閏年を含む期間についても、年365日当たりの割合とする。

（信義誠実等の義務・疑義の決定）

第26条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2　乙は、貸付財産が国有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

3　本契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

（公正証書の作成費用）

第27条　公正証書を作成する費用は、乙の負担とする。

（事前使用の禁止）

第28条　この貸付合意書締結後、公正証書を作成するまでの間、乙は甲の許可を得ずに貸付財産の使用をしてはならない。

（裁判管轄）

第29条　本契約に関する訴えの管轄は、近畿財務局所在地を管轄区域とする大阪地方裁判所とする。

（地盤調査結果に関する特約）

第30条　甲及び乙は、第8条の貸付料が、平成27年4月2日に乙が甲に提出した「（仮称）M学園小学校新築工事地盤調査報告書」記載の調査結果及び本書作成時点における貸付財産の地盤の現況を考慮した貸付料であることを確認する。

2　乙は、貸付財産の地耐力その他地盤状況を理由として、瑕疵担保責任に基づく契約解除、損害賠償、貸付料の減免、その他如何なる名目においても甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

3　乙が貸付財産に関して、地盤の整備、改良等の工事を実施した場合でも、乙は、同工事費用その他費用につき、民法第608条に基づく費用の償還、その他如何なる名目においても、甲に対して財産上の請求を一切行うことができない。

（その他有益費等の放棄）

第31条　乙は、本契約において甲が乙に対して支払うことを約するものを除き、貸付財産に関して乙が支出した必要費及び有益費等につき、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

（本契約の効力）

第32条　本契約は、平成27年6月8日までに、事業用定期借地権の設定を目的とする本契約と内容において同一の公正証書が作成されることを停止条件として効力を生じる。

平成２７年 5 月29日

貸付人　国
契約担当官　近畿財務局長　冨永哲夫　印

借受人　住所　大阪市淀川区塚本一丁目６番２５号
氏名　学校法人　森友学園　理事[redacted]

【機密性２情報】

【職員限り】

統括官	上席監査官	法務監査官

2016年1月12日
5年（2020年度末まで）
統括法務監査官

《 法令照会・リーガルチェック 回答 》

予約完結権の行使にかかる書面について（１統）

平成27年12月1日に照会のあった標記の件について、以下のとおり回答します。

なお、本回答は、主として法令面からの検討意見であり、各事案の処理方針については、あくまでも所管部門の判断で行っていただくものであることを申し添えます。

【事案概要】

第１　事案の概要

学校法人に10年間の事業用定期借地による貸付け及び貸付期間内に土地を買受けるとする売買予約契約を行った事案（対象物件等の詳細については、平成26年９月29日付法律相談書ほか記載のとおり）について、学校法人が売買予約契約書に定める予約完結権行使の意思表示を行う場合の書式について整理しておきたいもの。

第２　売買時の事務手順について

売買予約契約書においては、同契約書第４条により学校法人が土地を買受ける価格は学校法人が予約完結権を行使する時点の更地価格とし、財務省通達に定める評価基準により売買価格を算定するものと規定している。

具体的な事務処理としては、売買予約期間内に学校法人から買受けたいとの申し出があれば、国は、不動産鑑定士に土地の鑑定評価依頼を行った上で予定価格を算出して売買価格を決定することとなる。

第３　質問事項

（１）学校法人が国に予約完結権行使の意思表示をする場合の売買予約契約書第２条第５項に定める書面（案）を作成したため、リーガルチェックをお願いしたい。

（２）学校法人が資金繰りの問題等から国の提示する金額で買受けできない場合も考えられるため、実務的には、予約完結権行使前に売買価格を学校法人に提示して買受けの可否を判断させるなどの調整が必要なものと考えている。

また、売買予約契約書に添付した売買契約書には、売買価格や違約金額の記載がないこともあり、行政手続きの観点から学校法人と金額が記載された売買契約書を取り交わすことが必須であると考えている。

これらに対応する手続きについて検討したためご意見を伺いたい。（売買契約締結までの事務処理手順（案）参照）

【回答】

（１）別紙書面案にコメントを付加することで回答する。

（２）下記及び別紙事務処理手順（案）にコメントを付加することで回答する。

1　本件においては売買予約契約書で代金の算定方法について合意があるため、売買価格も既に合意済と評価され得る。

そのため、改めて売買契約書を作成し直さなくとも、契約相手方の予約完結権行使の意思表示によって、国有財産売買予約契約書記載のとおりの売買契約（売買予約契約書添付の売買契約書）が当然に成立するため、改めて売買契約書を作成する必要はないと考える。

ちなみに、契約相手方が売買予約の予約完結権を行使する場合に、国の定めた売買価格を相手方に通知する必要があると考えられるが、同通知は、売買予約完結の要件ではないと解され得る[1]。

そのため、契約相手方が売買予約完結権を行使し、その意思表示が到達した時点において、売買予約契約において合意した売買契約が法律上成立すると考える。

ただ、国有財産売却処理手続上成立した売買契約と同内容の契約書の書面作成を事務処理手続上必要とのことであれば、主に以下のような懸念が存するため、注意されたい。

2　事前に金額を記載した売買契約書を契約相手方に交付する行為は、売買予約契約書に添付した売買契約書と同内容の書面にすべきである（売買価格の空欄を補充する際には、売買予約契約書に記載されている方法に従い算出され、契約相手方に通知した金額を記載すべきであり、売買予約契約書において合意のない事項については記載しないように注意すべきである）。

仮に、売買予約契約に添付した売買契約書と異なる売買契約書を契約相手方に交付すれば、新たな売買契約の申込みと解釈される可能性がある

また、契約相手方に対して金額を補充した売買契約書については、可能な限り事前に交付することは避けた方が良いと考える。

具体的には、予約完結権行使書のやりとりの際に、売買代金及び登記書類と引き換えに行うことが望ましい。

事前に交付する際には、売買契約書の交付をもって、新たな売買契約の申込みではなく、売買予約契約の予約完結権の意思表示の要件でもない点について留意のう

---

[1]最判昭和３７年２月１５日によると、売買代金は時価を勘案して決定するべき旨が約定された再売買の予約について、同予約に基づく売買完結の意思表示をするにつき、同予約で定めた方法により決定さるべき代金額を申出ることは売買完結の意思表示の要件ではないとしている。

えで、登記その他の事務処理上作成する書面に過ぎない点を事前に説明しておくべきである。

そのため、契約相手方から予約完結権行使の意思表示を受けた場合には、同売買契約書の作成の有無にかかわらず、売買予約契約に添付された売買契約が法律上は成立している点を踏まえて説明すべきことに留意する必要がある。

3　なお、本件においては徴収していないが、随意契約を締結するにあたり見積書の提出を求めているため、同見積書の提出の要否について、念のため付言しておく。

随意契約を締結するにあたって、契約相手方からの見積書の提出は、売買契約における「契約の申込み[2]」に該当すると考えられ、「なるべく二人以上から見積書を徴さなければならない」（予算決算及び会計令９９条の６）と規定されている。

但し、いかなる場合にあっても全て見積書を徴さなくてはならないというものではなく、一定の場合には、口頭による見積もり合わせ又は市場価格調査等の補助手段を講じて見積書の徴収を省略する[3]ことも可能であると考えられているようである。

本件においては、契約相手方から、見積書の提出を受けることは、新たな売買契約の申込みを受けたと評価される可能性があるため、見積書の提出を求めることは適切ではないと考える。

（以上）

---

2 会計法精解平成２３年改訂版【(財)大蔵財務協会】P558

3 会計法精解平成２３年改訂版【(財)大蔵財務協会】P558

平成　　年　　月　　日

近畿財務局長　　殿

学校法人　森友学園
理事長　　印

通知書（予約完結権の行使）

平成27年5月29日付ＥＷ第38号国有財産売買予約契約書により売買予約を締結した下記の土地につきまして、同売買予約契約書第２条第１項に規定する売買予約完結権を行使したく同条第５項に基づき書面により予約完結の意思表示をいたします。

ついては、本日付で同売買予約契約書に定めた売買条件に基づく国有財産売買契約書を締結願います。

コメント [1]: 本予約完結権行使により、法律上は、売買予約契約書に添付している国有財産売買契約書が成立しているので、改めて売買契約をする必要はありませんので、この表現は必要ないと思います。
事務処理手続上、同日付の契約書が必要であり作成したとしても、既に成立している契約内容を確認するに過ぎません（従前の契約内容と異なる合意をした場合は別途の合意が成立したことになりますが）。
あえて記載するとしたら、「ついては、今後の諸手続につきご指示願います」とかでしょうか。

記

所　在　地　　豊中市野田町15[illegible]1番
区分・数量　　土地　8,770.43 m^2

売買契約締結までの事務処理手順（案）

１．売買予約期間内に学校法人が国に別紙１「買受予約完結権行使に際しての売買価格開示申出書」を提出

２．不動産鑑定士への鑑定評価依頼を踏まえて国が売買価格を決定

３．国から学校法人へ別紙２「通知書」により売買価格等を通知

４．学校法人が売買の適否を判断
　仮に学校法人が通知した金額の準備ができないとして買受けを次年度（売買予約期間内が前提）に改めたいとした場合には、学校法人が国に別紙３「依頼申出書」を提出

５．学校法人が買受可能であった場合には、金額入りの売買契約書を渡して、日程調整の上、（問１）の予約完結権行使の書面提出と同じ日に売買契約書を締結する。

コメント [1]: 法令照会回答（２）２のとおり可能な限り事前に交付することは避けた方が良いと考える。

※売買金額の支払方法や登記手続きについては売買契約書の条項において定めている。
※売買価格の通知については、関東財務局が公共団体に対する随意契約による売払いの際に行っている事務処理手順（価格通知方式）を参考にしたもの。

なお、予算を必要とする不動産鑑定士の鑑定評価まで行った後に学校法人が買わないとする結果にならないよう売買金額については、できる限り学校法人との事前調整に努めるものとする。

別紙１

平成　　年　　月　　日

近畿財務局長　　殿

学校法人　森友学園
理事長　　印

買受申出書予約完結権行使に際しての売買価格開示申出書

平成27年５月29日付ＥＷ第38号国有財産売買予約契約書により売買予約を締結した下記の土地につきまして、予約完結権の行使につき買受けの検討をしたいため同売買予約契約書第４条に基づき算定した平成○年○月○日時点における売買価格につき、事前に開示されるよう申し出ます。

ついては、速やかに同価格を算定のうえ、ご通知願います必要な手続きについてご指示願います。

記

所　在　地　　豊中市野田町1501番
区分・数量　　土地　8,770.43㎡

別紙２

平成　　年　　月　　日

学校法人　森友学園
理事長　　殿

近畿財務局長

通　知　書

年　月　日付○○申出書~~買受申出書~~に基づき、下記１の財産の売買価格を下記２のとおり算定したため通知します。

なお、当該価格の有効期間は　年　月　日までであり、当該期間内に売買予約完結権行使に係る書面の提出~~の提出及び国有財産売買契約書の締結~~をお願いいたします。

同期間満了後において予約完結権を行使する場合には、下記１の財産の売買価格につき、改めて算定し直すこととなりますので、予めご了承ください。

記

１．財産の明細

所　在　地　　豊中市野田町 1501 番
区分・数量　　土地　8,770.43 ㎡

２．売買価格

円

別紙３

平成　　年　　月　　日

近畿財務局長　　殿

学校法人　森友学園
理事長　　印

~~依　頼　書~~申出書

平成27年5月29日付ＥＷ第38号国有財産売買予約契約書により売買予約を締結した下記の土地につきまして、貴局からいただいた　　年　月　日　付通知~~書通知書~~に基づき~~買受け~~予約完結権行使について~~の~~検討をいたしましたが、の理由から今回の行使~~買受け~~は断念したく申し出ます。

売買予約期間内に必ず改めて売買予約完結権を行使致します~~買受けを行いま~~~~す~~ので猶予をお願いいたします。

記

所　在　地　　豊中市野田町1501番
区分・数量　　土地　8,770.43㎡